

統の資金が最近非常に豊富になった。それは非常にけつこうなことでございませうけれども、これは非常に地域的なアンバランスがございませう。それで、末端に参りますと、たとえば都市の近郊におきましては土地の売却代金でありまして、相当な資金が預金になりまして、相当な資金を持っておるのでございませうけれども、ほんとうに農業関係の資金需要の強い純農村的な地方におきましては必ずしもそうでない。従いましてそこに地域的なアンバランスが生まれて、最も資金を必要とする地帯においては資金がむしろ少ない、こういうような実情がございませう。こういった純農村地帯における農協というのは、資金が少ないうえに、貸し出しと貯金のバランスもよくない。従って貸し出しに限界がある、こういうことがございませう。その辺を、せつかくの系統組織でございませうから何とか調整がでないものでもあろうかという点が、われわれ痛感しておるところでございませう。

まあそういったいろいろな問題がございませうので、これは今後もその改善に大いに努力する必要があるのではないか、かように考えております。

○安井委員 今度も近代化資金あるいは農林漁業金融公庫資金等につきまして改正措置が行なわれるわけでありませうが、私は、それもちろん大切な問題ですが、いわゆる系統金融の問題についてその改善についての努力、これがまず先決問題ではないか、そういうふうな考えを持つのであります。今局長から三つの問題点というふうな形でおあげになったわけでありませうが、現在農協の預金金利、それから貸

出金利等が比較的高過ぎるというふうな問題がなお残っているわけでありませうが、これはこの問題が強く取り上げられました少し以前と現在では、農林省でどういうふうな御指導をされ、どういうふうな改善効果が上がっているか、それを一つ知りたいと思つております。

○松岡(亮)政府委員 金利につきましては、最近、三十年当時と比べますと若干の低下を見ておると思つております。これは一般の金利水準も下がつておるわけでございますが、同時に全体として貯蓄運動など展開いたしまして資金も豊富になつてきておる。それだけ信用事業における経理の状態も改善されてきておるということが言えるかと思つております。それから農林省といたしましては、信用事業からほかの経済事業へ単協の段階におきましては金を貸しておるわけでありませう。もちろん県の段階でもそうでありますが、総合単協におきましてはそれが内部金利になつておる。その関係で実は他の事業部門のいろいろなコストなり、場合によつてはマイナスまで信用事業が負担しておる、こういうような実情があるわけでございます。それらの点については区分経理を指導するというようなことで、できるだけ信用事業の独自性を明確にしていくということによつて、信用事業自体の負担を軽減するということもいたして参つておるのでございませうが、何と申しませう、一番大きなのは近代化資金制度をやつておることでございます。これは系統の貸出金利なり特に末端における金利の引き下げに大いに寄与しておる、かように考えておるのでございませう。

す。いろいろございませうけれども、最近におきましては、従前に比べましてかなり金利が下がつておるということに申し上げられるかと思つてございませうが、まだまだ農村の実情に資するまでいってゐるとは、私どもも申し上げかねるのでございませう。

○安井委員 現在基準となつてゐる預金と貸し出しの金利はどれくらいなんでしょうか。

○松岡(亮)政府委員 末端におきましての基準金利は、近代化資金助成法あるいは天災融資法で基準にとつておりますのが九分五厘でございます。それから証書貸付の金利でございます。実際調査したところによります金利は平均いたしまして一割ないし一割一分くらいのところと申し上げたいかと思つております。

○安井委員 預金の方はどうですか。

○松岡(亮)政府委員 預金の方は、一年定期が、これは事業分量配当を除きまして、五分五厘でございます。これは臨時金利調整法の金利でございませう。

○安井委員 預金の方が奨励金だとかなんというふうな形で実質的に五分五厘を上回つてゐるというふうなやり方はありませんか。

○松岡(亮)政府委員 単協段階ではあまりそういうことはございませうが、信連と単協の間あるいは農林中金と信連との間におきましては奨励施設というものがございませう。

○安井委員 預金金利が比較的低ければコストも高くならないはずなんです、実際上はたとえば旅行に連れていくとかいろいろな形の奨励措置があつて、そういうようなものがコスト

を引き上げている要因になつてゐるというふうな事情があるのではないでしようか。

○松岡(亮)政府委員 確かにそういう事情もあるようでございます。ただ、これは、末端において農家から預金を集める場合に、ほかの金融機関もなかなか熱心にそういうことをやりますので、競争上多少手ぬぐいを配るとかそういうようなこともあるようでありませう。しかし、だんだんそういうようなことについてはやめてもらうように指導いたしておりますが、それよりも、実質的には、さつきも申し上げましたように、預金が非常に集まる地帯というものは都市近郊的な地域、これは府県で申しましては実に統計的にはつきり出しておるのでございますが、そういう地帯において非常によく集まる。これは土地の売却代金とかあるいは兼業収入が多いためでございませうが、そういうところで集まった金が上部の機構までいきまして、今度は足りない地帯にそこから出していくということになりますと、三段階を上まで上がつてまた三段階をおりていくというように、そこで、そこにまた金利が上がる要件があるように思われるのでございませう。それらの点については、できるだけ県内でできるものは県内で調整してもらひ、どうしてもやむを得ないものは農林中金の段階まで上げるというふうな調整を加える必要があるかと思つてございませう。最近では比較的そういう上部の機構へ依存するということも少なくなつて参りました。だんだん金利を引き下げる要因が増加してゐる、かように考えております。

を引上げてゐる要因になつてゐるというふうな事情があるのではないでしようか。

○松岡(亮)政府委員 確かにそういう事情もあるようでございます。ただ、これは、末端において農家から預金を集める場合に、ほかの金融機関もなかなか熱心にそういうことをやりますので、競争上多少手ぬぐいを配るとかそういうようなこともあるようでありませう。しかし、だんだんそういうようなことについてはやめてもらうように指導いたしておりますが、それよりも、実質的には、さつきも申し上げましたように、預金が非常に集まる地帯というものは都市近郊的な地域、これは府県で申しましては実に統計的にはつきり出しておるのでございますが、そういう地帯において非常によく集まる。これは土地の売却代金とかあるいは兼業収入が多いためでございませうが、そういうところで集まった金が上部の機構までいきまして、今度は足りない地帯にそこから出していくということになりますと、三段階を上まで上がつてまた三段階をおりていくというように、そこで、そこにまた金利が上がる要件があるように思われるのでございませう。それらの点については、できるだけ県内でできるものは県内で調整してもらひ、どうしてもやむを得ないものは農林中金の段階まで上げるというふうな調整を加える必要があるかと思つてございませう。最近では比較的そういう上部の機構へ依存するということも少なくなつて参りました。だんだん金利を引き下げる要因が増加してゐる、かように考えております。

を引上げてゐる要因になつてゐるというふうな事情があるのではないでしようか。

○安井委員 現在の系統金融の地域性といひますか、東北型とか近畿型とかいうような言い方があるようでありませうが、それ自体をどうするということわけにはいかなないにしても、全国的なプールのというふうな形で問題を解決すべきだというふうなお話も今御説明の中にあつたわけでありませう。そのお話の中にもちよつとありましたように、組合系統金融の三段階制をどうするとかというふうな検討がかつてなされたこともあつたわけでありませうが、現在はその問題についてどういうふうなお考えでおられますか。

○松岡(亮)政府委員 これはまことに重大な問題でございまして、事務的に申し上げるのは適当かどうか存じませうが、われわれとしては三段階の問題もさることながら、単協の上に信連の支所がある、その上に信連がある、その上に農林中金の支所がある、さらに農林中金があるというふうな状態、農林中金の支所があるというの、農業関係だけの融資でなくて、水産関係あるいは林業関係の融資もございませうので、やむを得ない事情もございませうけれども、三段階といひながらさらにもう少し段階があるというふうなことはいまい少し合理化できないものであろうか。これは現に信連の支所など整理してゐる向きもございませうけれども、そういう問題もあるかと思つてございませうが、信連というものがほかの事業の県連との関係もありませうので、そういう関係から県の連合会というものの必要性も確かにあるかと思つてございませうが、だんだん農協の合併が促進されて参りまして、相当大きな単協ができてきた、こういう段階がだんだん進

○安井委員 現在の系統金融の地域性といひますか、東北型とか近畿型とかいうような言い方があるようでありませうが、それ自体をどうするということわけにはいかなないにしても、全国的なプールのというふうな形で問題を解決すべきだというふうなお話も今御説明の中にあつたわけでありませう。そのお話の中にもちよつとありましたように、組合系統金融の三段階制をどうするとかというふうな検討がかつてなされたこともあつたわけでありませうが、現在はその問題についてどういうふうなお考えでおられますか。

○松岡(亮)政府委員 これはまことに重大な問題でございまして、事務的に申し上げるのは適当かどうか存じませうが、われわれとしては三段階の問題もさることながら、単協の上に信連の支所がある、その上に信連がある、その上に農林中金の支所がある、さらに農林中金があるというふうな状態、農林中金の支所があるというの、農業関係だけの融資でなくて、水産関係あるいは林業関係の融資もございませうので、やむを得ない事情もございませうけれども、三段階といひながらさらにもう少し段階があるというふうなことはいまい少し合理化できないものであろうか。これは現に信連の支所など整理してゐる向きもございませうけれども、そういう問題もあるかと思つてございませうが、信連というものがほかの事業の県連との関係もありませうので、そういう関係から県の連合会というものの必要性も確かにあるかと思つてございませうが、だんだん農協の合併が促進されて参りまして、相当大きな単協ができてきた、こういう段階がだんだん進

んで参りますと、今後においてはこの三段制について、三段制そのものをどうするかという問題もありまう。もう少し県の段階等につきまして再検討する余地があるのではないかと考えておりますが、これは非常に重大な問題でございますので、今後の研究課題にさせていただきます、かように考えておるわけであります。

○安井委員 この問題は、いつも提起されはしてもいつの間にか立ち消えになつてしまふという問題で、それだけに重大な意義を持つておるといふことになると思つておるわけですが、立ち消えになつても、相変わらずこれでは困るじゃないかという話がある。そのあとからまた出てくるわけですが、この処理の仕方というものは影響が非常に大きいものですから、もちろん慎重でなくてはならないわけですが、今度も近代化資金あるいは公庫資金等について相当大きな金融制度の変革というふうなものをもちこまれておるわけでありまして、こういうふうな際には、やはり全体的な体系そのものにも、もっと考慮が必要ではなかつたかと思つておるわけですが、今度の場合には、全然そういうような問題に触れるお気持はなかつたわけですか。

○松岡(亮)政府委員 内輪のことでございますが、率直に申しますと、実は私も今度の新しい金融制度を考える際に、そういう問題をも含めて考えるべきである、また考えろという指示もあつたのでございます。私もよく考へるべきであると考えたのでございませうが、まことに問題が広範な問題でございます。非常に内容的にむずかしい問題でございます。率直に言ひまし

て、少し時間が足らぬというのと、もう少しそういう改正を行なうためには調査会なり何なりを設置してみつちり研究する時間がほしいといふことも考へたのでございますが、しかし今回できまつた構想は、そういうこともさることながら、さしあたり長期金融につきましてどういふ点が最も必要であるか、問題があるかと申しますより、最も必要なものは何であるかといふことの方からアプローチして参りました。今必要なものはこういうものである、これを何とか新しくつくり出そうといふことの考え方に立脚しまして考へたような次第でございます。

○安井委員 先ほどのお話の中にも、農協系統金融機関が系統外に融資する面が非常に多いという問題の御指摘があつたわけでありまして、その問題についてもう少し内容について御説明を願ひたいと思ひます。

○松岡(亮)政府委員 系統外への貸し出しあるいは預金が農林中金の段階あるいは信連の段階でかなり多いことは御指摘の通りでございます。これは一つには、季節的に、収穫期に米の代金が系統機関に入つた場合に、その時期には最も農村の資金需要が少なく時期でございますので、季節的に余るといふ形のものがあるものでございませう。しかしそういうものを除きまして、なお相当な系統外への貸し出しがございませう。その中には確かにおおむね関連産業への貸し出しといふことで貸し出されておるものが多いのでございまして、その点に關する限りは、一面において農業なり林業あるいは漁業の方の生産力の向上あるいは流通の改善というふうなことに寄与して

と考へるのでございますが、しかし、それでもなおコール・ローンに出るとあるいは系統外に對するインター・バンクの預金に出るといふような性格のものがございませう。これはほんとうに手元の現金の運用だといふ切ればさうでございますが、多少利ざやかせぎといふきらいもなくなつたのでございませう。そういった点につきましては、やはり系統全体の系統利用率の向上あるいは健全性の保持という意味からいひまして、できるだけ少ないにこしたことはないのでございます。それらについては私も行政指導の面においてでございますが、できるだけ控えてもらひ、員外利用のワケ内でやつてもらひといふようなことを検査の面あるいはその他の方法で指導して参つておるのでございます。さらに末端における農家への貸し出しを増加するために貸し出しの限度を広げる。そういうことも考へております。近代化資金助成法と一緒にできました信用基金協合法、これによりまして農家への保証を広げまして、農家が借りやすいようにするといふような措置をとりまして、農村への貸し出しをふやすといふことに努力いたしておるのでございませう。

○安井委員 系統機関資金が農家のために完全に役立つように運用をされていないといふことは、やはり一番大きな問題ではないかと思ひます。農協預金が毎年一億もどんどんふえてくる、その残高は一兆円にもなるといふふうな、金だけはどんどんたまふけれども、實際上はその大部分が系統外にいつてしまふといふふうなことは、これはやはりおかしいと思つてわけ

す。一方、国が財政資金を出して別な資金を準備する。そういうふうな行き方はやはり本筋の行き方ではないと思ひます。もちろん農業資金といふのは足りなくて困るのですから、足りなく困る分を財政資金で補つていく。しかも資金コストの安いものを期待できる財政資金で補つていく。こういうふうなことであつてほんとうだと思つたものであります。しかし系統資金そのものが流れていくといふふうな事態を私どもはそのまゝにしておくわけにいかないと思つておりますが、長期性資金の系統外運用については禁止的な措置をとるといふふうな考へはありませうか。

○松岡(亮)政府委員 長期資金の系統外運用を制限あるいは禁止するといふことは、若干問題があるかと思ひます。最近伸びております果樹関係につきましても、果樹を加工して、カン詰にするとか、あるいはジュースにするといふようなことは農協自体でやる場合も相当ございますが、やはりそういう産業が起きてくるというところは農業の面からいひましても非常に好ましい。それで農業において蓄積された資金が系統の機関から、員外への貸し出しという形になりますけれども、そういう方面に貸し付けられるといふことは、最近のはやり言葉で申しますれば、アグリ・ビジネスといひますか、そういうふうな意味合いにおきまして、農業の振興にも役立つといふことで、系統外への貸し出しを全然禁止するといふようなことは、むしろ避けた方がよろしいのではないかと思つたのでございませうが、それがどの辺までが適

当であるかといふことがなかなかむずかしいところでございます。農林中金などの実例を見ましても多少控へてもらつた方がよいといふようなものもございませう。そういうものにつきましては指摘しまして、今後やめてもらふといふようなのが若干あるものでございませう。問題としましては、むしろ、農林中金もさうでございますが、信連段階において系統外の預金あるいは有価証券の保有、金銭信託といふような形で支払い準備という意味がございませうけれども、そういう形で持たれてゐるものが、はたしてそれだけ必要であるかどうかといふようなことがあるかと思ひます。それらにつきましては、いろいろ財務基準などの基準を設けて、できるだけ基準の範囲内でやつてもらふといふことで指導を加えておるのであります。

○安井委員 アグリ・ビジネス的なといひますか、農業にすぐにつながらるような仕事への問題については考へる余地があるかもしれませうけれども、非常に縁遠いものにまでいつていふ例は決して少なくないといふふうな思ひです。系統外金融がどういふふうになつておるのかについて、資料を少しいたしたいのですが、その点一つお願いをしておきます。

いづれにしても、農家のなけなしの金が蓄積されたものは、できるだけ農業そのものの近代化の道に使つていく、こういうふうな考え方ではあり問題処理さるべきだと思つてわけ。そういうふうなものの中から、もう少し系統内における長期なりあるいは短期なりの資金運用の道が開けてくるのではないかといふような気がするわけ

であります。これらの点については、さらに根本的な検討がなされるというふうな期待もありますので、その際にぜひ十分御検討をお願いしたいと思いますわけでありませう。

次に、近代化資金の関係であります。現在の国と県の利子補給のほかに、県や市町村が単独事業として利子補給をしているというふうな例がいろいろあるように聞かれますが、どのような格好になってまいりましょうか。資料にありますか。

○松岡(亮)政府委員 出ておりません。

今御指摘のありましたような例は相当ございます。近代化資金に対して県単で利子補給をやっておるのが二十件くらいございます。市町村につきましても若干ございますが、今ちょっと詳しく資料が見つかりませんので、もし詳しく必要でありますれば後ほど申し上げます。

○安井委員 それじゃ後に一つ資料でいただきます。

○松岡(亮)政府委員 承知いたしました。

○安井委員 そういうふうな積極的に近代化資金を利用するという面と、それから逆に弱小農協が近代化資金から締め出されているという例が相当あるように聞かれます。明暗の二面といえますか、それがあざやかに出てくるような気がするわけでありませうが、全国の農協の中で農業近代化資金を取り扱っていない農協はどれくらいあるわけですか。

○松岡(亮)政府委員 全国で近代化資金を扱っていない農協は四割弱でございます。

○安井委員 それも一つあわせて、後にその実情のわかる資料をお願いしたいと思ひます。

そのような農協は、一般的にいって農協としての力が弱いからなのか、熱意がないからなのか、その他どういふふうな理由からなんでしょうか。一つ大まかでもいいですからお聞きしたいと思ひます。

○松岡(亮)政府委員 大体原因としては、お話のありましたような非常に弱小であるという関係の場合もございませう。それから、さき申し上げました地域的に原資が不足している、預貸率も非常に高くなつて、上部機関から新しく借り入れて貸し出すということとは不健全性を増すということから、なかなかいたしがたい場合もあるというふうなことでございませうが、これに對しましては信連の直貸という制度をつくりましたのと、もう一つ、今回の改正で他の金融機関からも農家に貸し出し得るといふ体制をつくることによつて処理して参りたい、かように考えております。

○安井委員 現在、信連からの直貸はどれくらい行なわれているわけですか。

○松岡(亮)政府委員 ただいまちょっと調査資料がございませうが、量としてはあまり大きいものはないと推定いたしております。

○安井委員 農協の置かれてる立場によつて、そこに住んでいる農協の組合員が資金が借りられなかつたり借りられたりするということとは、非常に問題があると思ひます。十分に借りる能力を持っていながらも農協の性格だけで左右されるというふうなことでは、

もちろん大きな不合理があるわけですが、そのためには信連の直貸の仕組みがあると言つても、これは局長もはっきり御答弁にならなかつたけれども、おそらくそうないんじやないかと思ひます。そういうふうな問題があるわけですが、たとえば青森県なんかでは融資を受けるだけの専門の農業協同組合をこゝさて、資金を導入するというふうな動きがあるというふうな新聞の記事も見るわけでありませうが、そういうような場合はどういふふうな処理されているわけですか。

○松岡(亮)政府委員 専門農協が信連から借りてさらに貸し付けることはできるわけでありませう。それはそれでよろしいのではないかと思ひますが、借りることだけを目的とする農協というのはあまり聞いたことがございませうけれども、たとえば果樹農協などをつくりまして、果樹の植栽等に必要なる資金を借り受けるということとは十分可能なことでございませう。

なお、少し足りなかつたのでございませうが、今回の近代化資金制度の改正によりまして他の金融機関を加へまして、また構造改善事業に必要な従来近代化資金で考えておりましたものについては、今度は農林公庫の資金で貸し出す、畜産関係の資金につきましても一部農林公庫から新しく貸し出すという方法によつて、さらに解決して参りたい、かように考えておりますが、基本的にはやはり農協の合併を推進いたしまして、強力で資金的にも非常に余裕のある農協をつくり上げていくということが根本ではないか、かように考えております。

○安井委員 今局長が言われましたように、一番大事なのはやはり不振農協をなくしていくということではないかと思ひます。それはもちろん、銀行等の新しい窓口をつくつていくという、そういう仕組みもむだではないと思ひますけれども、全国の四割を占める農業協同組合が不振農協として近代化資金から締め出されているという事実そのものを解消していくということに、まず最大の努力が払われるべきではないかと私は思ひます。

それらの農協に対する整備強化、特に貸し出しに消極的になるということとは、結局回収に対して非常に大きな問題を感じるものでございませう。そのたまたま思ひますけれども、そのためにはやはり指導体制を強化するというふうなことで裏打ちがなされなくては行けないし、総合農協に對してはどうも盛り立てていくという指導が足りないのではないかとこの間、うかがうことがございませうが、いかがでございますか。

○松岡(亮)政府委員 いろいろな指導体制を強化するということも、全く必要なことだと存するのでございませう。特に総合農協につきましましては、二十六年から七年から始めました再建整備、それからその次に進みました整備特別措置等の法律に基づいて、また予算措置も伴つておつたのでございませうが、これによりまして不振農協の解消に非常に有力な措置をとつて参つたのでございませう。それらの措置で不振農協は大幅に減少した、これが現状でございませうので、最近では合併を推進しておる。これは前年度から始めたので

ございませうが、順調に進んでおります。大いに今後合併の推進に力点を置いて参りたい、かように考えるのであります。

○安井委員 近代化資金の新しい窓口を地銀その他に設けていくということについては、今度法案が出てくるわけでありませうが、今度の近代化資金はこれはいわゆる財政資金でありませうから、系統機関外で貸出事務が処理されるということになります場合には、慎重な配慮が必要であると思ひます。ここに踏み切られるまでいろいろ検討が行なわれたのであらうと思ひますが、乱用されないかと、その他こまかな配慮について、今日までの、そのお考えをまとめられるまでの経過について一つ伺いたいと思ひます。

○松岡(亮)政府委員 今、近代化資金は財政資金であるというお話でございませうが、これは財政資金ではなくて、民間資金を使ひまして利子補給をやつて金利を下げるという性格のものでございませう。その点はちよつとお話と違つておるのでございませうが、今回新しく融資機関をふやしますにつきましては、私どももいろいろな角度から研究したのでございませう。

近代化資金制度をつくりますとせば、一応系統の原資によりまして、系統の金融機関を使つて系統の金を農村に還元して、しかもできるだけ安く貸し付けるといふことを主たる目的としたのでございませうが、それならば実際に農家が系統から円滑に金が借りられているか、近代化資金制度をつくられておるかといふと、その点は若干問題があるのでございませう。

つはさつきもお話が出ました弱小な農協の場合、それからメンバーではあるが必ずしも農協を利用しない、銀行なり金融機関を使っている人があるのをごさいます。そういう方面に対しては農協が貸し出しを渡すという実例もよく聞くのであります。それから逆に今度は原資の面で考えますと、農家としましては、やはり系統以外の金融機関にかなり貯蓄を持っております。その資金もやはり系統に預けられた資金と同様に農村に還元するのがよろしいではないか。財政資金にしましても郵便貯金あるいは簡易保険の資金を農村へ還元するという理由もあるわけでございます。それと同様に、近代化資金の場合もそうでございますが、農協の資金も還元するが、他の金融機関に貯蓄されているものも還元する方が適當である、こういう考えによりまして、今回の改正の結論を出したわけでございます。

○安井委員 私ども、近代化資金なるもののおい立ちといいますが、あのころ政府から御説明を承っていた限りにおいては、農協等の系統機関の余裕金のコスト高を国や地方の利子援助というふうな形でそれを生かすのだというふうなのが近代化資金の本質だというふうな聞いていたわけでありましたが、今度の新しい法の改正は、そのような本質を根本的に改めたということになるのではなんでしょうか。

○松岡(亮)政府委員 その点は私も必ずしもそれは考えていないのでございまして、近代化資金助成法の目的から見ましても、今回の改正は必ずしも第一条にいう目的の範囲外になるというふうには考えていないわけであり

ます。当初の目的が主として農協の資金を農村へ還元するということにあつたというところはお話の通りでございますが、しかし現在の近代化資金助成法にうたわれておる目的から今回の改正はみ出すというようには解釈いたしております。

○安井委員 おとしこの法律が新しくできたときには、この地銀その他に對する窓口増加は予想されていたわけですか、どうですか。

○松岡(亮)政府委員 当時研究いたしました。これはなぜそういう点當時から問題にいたしましたかと申しますと、天災融資法におきましても同じようにその融資機関が入つておるようでございます。それから農林公庫が農家に貸し出します場合、直接貸す場合もござい

ますけれども、大体おおむねは他の金融機関に委託して貸しておるのでございしますが、その場合に農林中金に委託する場合、信連に委託する場合、それから地方銀行に委託する場合、いろいろなルートがございます。それらの例から申しましても、系統のみを使うということは今までの例からいいますとむしろ例外であるということが言えるのでございします。

○安井委員 去年、地方銀行協会と全集連との間で、全集連保証付貸付制度というふうな仕組みができて、全集連加盟の集荷業者に登録しておる農家に對して、地銀が全集連積立金三億圓余りを保証金として二十億圓から二十五億圓くらいの融資をする仕組みができたというわけですが、これは関係はないわけですか。

○松岡(亮)政府委員 そういうことを私も耳にいたしておりますが、今回の改正はそういうことは関係ございしません。

○安井委員 ここで仕組みされるその融資関係にこの近代化資金の仕組みが適用されるといいますか、利用されるといふふうなことはなりませんか。

○松岡(亮)政府委員 直接関係はないのでございします。

○安井委員 私もこの内容はよくわからないですけれども、しかし同じような融資関係があるわけですね。だからそれを新しくできた近代化資金に乗りかえていくというふうな手はできないわけではないと思うのですが、そういうことも一応予想はされていたわけではないですか。

○松岡(亮)政府委員 これは今回新しく加えられます融資機関にしましては、農協の系統にいたしましては、漸進の肩がわりというふうなことになると思います。これは、私も厳に慎んでもらいたい、こういう指導をいたしております。すでに全集連系統の保証で借りた金を近代化資金に乗りかえるというふうなことは、私も私としてはとめて参りたい、かように考えます。

○安井委員 この資金の初めの出だしの問題は、農機具のメーカーが近代化資金を利用しようとする場合に、どうも同じ農協の系統でやるものから、全購連の方に巻き込まれてしまつてなかなか自分の商売の方がうまくいかなければ、その全購連に對する農機具購入の片寄りを是正するといふような意味もあつて、この仕組みを特に積極的に要求をし、一方地方銀行の方でも、農村における金融が農業協同組合に独占されているのを少しでも奪回をしようといふふうな意図とそういう

ようなものが結びついたような格好で今度の資金ができたといふふうな報道もあるわけでありまして、その点はいかがですか。

○松岡(亮)政府委員 私どもとしては詳しいことは存じませんが、農機具メーカーなり農機具の取り扱い業者の方でそのような動きがあるといふことは聞いておるのでございます。しかし、今回の改正は必ずしもそういうことから出たものではなくて、特に農協の場合におきましても、自分のところから農機具を買うことを条件として貸し付ける。農機具メーカーなりその他の商人の系統の場合でもそうであるが、そういう条件を付して貸付をするという体制は私どもとしては最も困るところでございしますので、そういうふうなことはしないようにして参りたい、かように考えます。

○安井委員 農家の窓口を幾らでもふやして金融を受けられやすいようにするといふ仕組み、そういうふうな考え方は私もわからないうわけではないのでありますが、ただ何か一部の業界の意向的なものでこういうふうな仕組みが新しくつくられたといふことであつては、どうも明朗を欠くような気がするわけでありまして、その点今局長からも御答弁があつたわけでありまして、農業協同組合は、この仕組みができることによりまして、信用事業あるいは購買事業その両面から圧迫を受けるといふふうなおそれはありませんか。

○松岡(亮)政府委員 これはほとんど問題にするほどの影響はないと思つております。で、農機具の購入にしましても、系統外から買うといふのは非常に少ないのではないかと思います

が、特に信用事業につきましては、今回の措置をとりましても現状を大幅に変えるといふようなことにはならない。これは私も団体関係の人の意見も聞いてみたのでございしますが、団体の人々もそういう点はほとんど問題にいたしてありません。

○安井委員 この法律でその窓口として予想されておりますのは、地方銀行とその他どういふような種類があるのですか。政令でおきめになるのですか。省令ですか。その点いかがですか。

○松岡(亮)政府委員 政令で定めるのでございしますが、地方銀行といふのは、特に地方銀行とはうたいませんが、大体知事に指定してもらつた銀行になると思いますが、銀行と相互銀行それ信用金庫を加えたもの、そういうことでお検討をいたしております。

○安井委員 銀行は、いわゆる地方銀行と協同所屬銀行といふだけではないに、範圍はどこまでも広げるといふことなんでしょうか。それから信用金庫、信用組合といったようなものもずっとあるわけでありまして、それを一つ、何と言いますか、グループとして入れるわけですか。一つ一つを指定するといふふうな形になるわけですか。

○安井委員 その地域によって農協の強いところと弱いところがあり、それから、それからいろいろ地域々々のニュアンスというものが必ずあると思いますので、一がいには言えないけれども、しかし何かこれによって農村における金融市場ががらりと変わるといふことはいえないにしても、今後変わるという何か一つのくさびが打たれるような印象があるわけであり、これが、これもこれからの運用の問題が重大になってくると思います。

そこで次に、農林漁業経営構造改善資金融通制度という新しい仕組みができた、この問題に少し議論を移していきなさいと思います。

この資金が新しくできることによりまして、農業近代化資金で取り扱っていた部分が一部そちらにかわる面が出てくるようであり、それによる近代化資金法の改正は要らないわけですか。

○松岡(亮)政府委員 近代化資金は一般的な規定でございまして、改正を必要といたしません。

○安井委員 そうすると借りる人の方は、近代化資金でも公庫資金でもどちらでもいいという選択権があるわけですね。

○松岡(亮)政府委員 さようでございます。たとえば果樹は、もともと両方の制度に入っております。新制度関係の果樹は、一定の条件がついており、その条件でやるのが好ましくないと考える人は、近代化資金でやられてもいいわけであり、

○安井委員 今度の新しい資金ができることによって、前に一応借りはしたけれども、同じ性格のものでありながら、新しい有利な資金ができた、それに乗るかえたいというような人が当然出てくると思うわけですが、そういう点は、どういうふうにされますか。

が、だいたいおくられております。特にその計画の内容を見て参りますと、ほとんどが補助事業を先にいたしまして、融資事業はあと回し、来年度目にするのがほとんどでございます。そういった関係で三十八年度に新規に貸し出すというのがほとんど全部だ、こう申していいようでございます。しかし、そういうこともありまして、今後運用上はその辺の不公平のないようにして参りたい、かように考えます。

○安井委員 ほとんど全部だということとは、よけいなことを考えなくても、大丈夫新資金に乗っていきけるというように、なことだと思ふのですが、もし万一先走って借りて不利を招くような場合については、そういうようなことがないように処理されるというお気持ちがあらわれるわけですか。

○松岡(亮)政府委員 さようでございます。

○安井委員 その点一つはつきりしていただきませんと、いろいろ問題が出てくると思ふので、ぜひそういうことでお願いしたいと思ふます。

次に自創資金との関係であります。自創資金については、昭和三十六年度における議員立法による特例で措置が、融資限度の問題はこれは業務方法書で、年限の問題は立法措置という形で処理がされていいたように思ふわけであり、三十七年度についてはどうなんですか。

○松岡(亮)政府委員 三十七年度における土地取得資金の融資限度は四十万円でございます。

○安井委員 それは業務方法書です。

○松岡(亮)政府委員 業務方法書で定めております。

○安井委員 償還年限と据置の問題はどうですか。

○松岡(亮)政府委員 償還年限は二十年でございます。据置が三年でございます。

○安井委員 そうすると、三十六年にやつたのは、もうことしからあと、これとしましても三十七年から以後は全然適用しないというわけですか。

○松岡(亮)政府委員 三十六年度分とおっしゃいますのは附則の改正で、北海道の負債整理に充てられるものについて特例を設けたものでござい、それは三十六年度の貸し出し分に限り適用するということになっておるのでござい、

○安井委員 三十七年度においてはもうそういう必要性がなくなったわけですか。急に一年限りでなくなつて、もうあととらないというわけですか。

○松岡(亮)政府委員 それは法律の定めによるものでござい、

○安井委員 そういたしますと、法律をお出しになればできるわけですね。どうして法律をお出しにならなかったか。あのときは議員立法だけれども、ことしの場合はどういふふうに御判断されたわけですか。

○松岡(亮)政府委員 当時、国会でいろいろ御検討がありまして、そして三十六年度分の貸し出しに限り適用するということで、修正があつたわけでございますが、三十七年度につきま、

しては、北海道の方から特にそういう強い要請もござい、

その必要はないものと考えたのでござい、

進する段階に入つたということで、土地をもつと取得しやすいように、また償還が容易なように条件を緩和したわけでございますが、従来の消極的な自作農維持という目的の中に含まれておりました維持資金につきましても、いろいろ御意見はございますけれども、現状においては現在の条件でば妥当ではないか、かように考えたわけでございます。

○安井委員 しかし維持ができないような状態でありまして、新しい、前向きも何もないわけで、基本的な問題はやはり今あるものを維持するということ、そういうかまが先決ではないかと思ひます。ここで私が言うのは、つまり、新しい取得資金の方は四分五厘から、構造改善の場合には四分、しかし現行の維持資金の方は金利が五分、新しい取得資金の方は二十五年償還でいいのが、現行の維持資金の方は二十年、そういうふうな差がつけられていて、う点です。だから取得資金の方にだけ手を触れて、維持資金の方は従来のままに据置とすることを私は今申し上げておるわけでありまして、結局新しい取得という行為があるということは、どこかで、それは自作農でないかもしませんが、小作農であるかもしませんが、いずれかの人の土地が奪われていくわけですね。維持という行為を押えなければ新しい取得ができない。これは、今度の取得資金の中には未墾地の取得の問題も入っているわけでありまして、けれども、既墾地についてはどこかで破壊が行なわれなければ新しい取得行為がないわけですね。そういうことからいって、前向き前向き、そういう考え方はいいのですけれども、従

来からあつた自作農創設といひますか、農林大臣はもう自作農創設の時代ではないというふうに言つたそうでありまして、けれども、しかし従来の精神がここでも大きく転換を遂げさせられてゐるのではないか、こういうような資金の置かれ方によつてそういうような印象を受けるわけですが、いかがですか。

○松岡(亮)政府委員 確かにそういう印象を持たれるかと思つておりますが、しかしながら従来の実績で見ても、大体これで間に合つておるといふのは、いいのではないかと思ひます。三十万円の限度でいっているわけですが、今度の土地取得資金の方は思い切つて従来の四十万円を八十万円に引き上げたのでございまして。それによつて、今、安井先生は、一方で破壊があるから土地の売買があるのだというお話でございまして、自発的に土地を売つて都会へ出る人も相当おるのでございまして。そういうようなことで売られていく土地を積極的にできるだけ多く取得できるようにするということ意味で八十万円まで引き上げたわけですが、八十万円に引き上げた場合には、もちろん生産力がふえるわけですから償還はできるといへないこともないかと思ひます。ですから、できるだけ償還を容易にするということから、金利を引き下げ、償還期間を延ばす、そういう措置をとつておるのでございまして。

○安井委員 局長は今三十万円に間に合つておられるというふうな言い方をなさつておられますけれども、そんなことはないと思ふのです。実際は、それしかお出しにならないから、しようがない、それしか借りられない、そういうふうなのが実情であります。しかも、下の農業委員会などに参りましたら、借りたい人がわんさかいるわけですね。ところがその市町村に対する割当がごく少ないものだから、大ぜいの希望者に対してまんべんなくやろうといふふうな配慮で、百万円も二百万円も借りたい人があつても、しかも三十万円の限度があつても、二十万とか十万とか頭割りして幾らかずつ分配をしていくというのが実際の姿です。三十万円で間に合つておるといふふうな理解の仕方では、この問題と取り組んでおられたというなら、私はこれは大きな間違いではないかと思ひます。実際には現在の三十万でも間に合つておらぬと思ふのですが、そういう実情はつかんでおられないのですか。

○松岡(亮)政府委員 少し言葉が適当でなかつたかと思ひますが、従来維持資金は三十万円、取得資金は四十万円となつておりました、その実績は三十万円まで及んでいないわけですが、そういうふうなこともございまして、取得資金を八十万円に引き上げる場合に、特に条件を緩和する必要があるということを考えたわけでありまして。同時に維持資金についても、それは金利等も引き下げることが望ましいといひますが、しかしこれは何となくいひましても現状維持の資金というふうな性格でもありません、現在の条件も相当ほかの資金に比べていいわけではございません。それらを勘案しまして、前向きの、特に今回大いに促進しようとする関係の資金について条件緩和を考えたわけでございます。

○安井委員 私は前に村の農業委員会をやってゐたことがありますが、それによつて、それは一つの村に一千万かそれ以上の自創資金のワケがきて、百人もの人が貸してくれと言つてくるわけですね。それはもう最高限度がたいて三十万であつたので、結局どうしても下さいといふような人に、ではあなたは十五万とか、あなたは五万とか、あなたはまあどうしてもしようなら三十万あげるけれども、あとの八十人くらいの方はそれで貸してあげることができない、そういうのが実際の姿なわけですね。だから、下から出てくる数字が三十万に及ばないから、もうそれで間に合つておるといふふうな理解の仕方は、私は根本的にやはり改めたいだかなければいかぬと思ふのです。現実に三十万のお金で一体何ができるかということですね。

ここで私が申し上げたいのは、取得資金について金利を四分ないし四分五厘まで下げるというのなら、維持資金についてもこの際よりは少なくともここままで下げるべきではなからうか。私どもは少なくとも三分ぐらゐの金利にして、いふふうな主張を特に自創資金についてはいたしてゐるわけでありまして、それにしても、今度取得資金の金利を下げる際に、同時にやはり維持資金についても少なくともその繰上りの配慮が必要ではなかつたか、こういうふうに思ふわけでありまして、そういう御検討はなかつたわけですか。

○松岡(亮)政府委員 そういうことも検討いたしましたのでございまして、維持資金そのものが現状のいろいろな制度金融の金利なり償還条件に比較しましてかなり有利なものでございまして、それをさらに引き下げれば、なおそれは望ましいかもしませんが、今回はとにかく土地取得資金といふものを、農業基本法の関係からいひましても今後大いに拡充して、また経営規模の拡大を促進する必要があるということから、特に今回はそれに焦点を向けまして、引き下げをはかつたわけでありまして。

○安井委員 その点、見解の相違だと思ふのですけれども、どうもふに落ちないような印象を受けるわけでありまして。

ところで、近代化資金、それから今の新しい制度資金についても思ふのですが、共同化の場合に個人貸しの場合よりもむしろ有利な条件を設定するといふことが私は望ましい方向ではないかといふふうな気がするわけでありまして、それはむしろ逆に扱われているように思ふのです。この点いかがですか。

○松岡(亮)政府委員 今回の新しい制度では、特に構造改善資金の場合でございまして、共同施設といふものにつきますのは、例の構造改善事業の経営近代化施設として五割の補助があるわけでありまして、三分五厘にされました。資金は融資単独事業の関係でございまして、そういうことで共同施設については必ずしも不利な扱いになつてゐるとは私どもも考へてゐないわけでありまして。

○安井委員 近代化資金の場合には、個人貸しとそれから共同化の場合とで、共同化の方が金利が高いですね。それから今の新しい制度資金の場合も、同一の条件で貸す場合でも、共同化の方を金利その他の条件をよくするといふことの方がいゝゆる農業構造改善事業などのねらいにむしろ適合してゐるの

ではないか、そういうふうに思うわけですが、そういう御検討はなかつたのですか。

○松岡(亮)政府委員 これはどちらが安くあるべきかというところは一がいに言えないのではないかと思うのであります。というのは、やはり共同した場合は、その中で、全体として共同に参加した人々で分け合つておるわけですから、その辺は必ずしも個人の都合より条件をよくしなければならぬというのではないように思うのであります。ですから共同化の場合にも、個人的な、個人の経営に近い数個の共同経営、協業というようなものにつきましては、これは個人の施設と同じに考えて条件を定めております。

それから近代化資金の方の共同利用施設は七分五厘であり、個人施設は六分五厘であるというの、確かに御指摘のように差がございますが、この共同利用施設は農協を中心にした共同利用施設でございます。それは農協自体が施設をつくるということ、これ自体が利子補給をするかどうかということの問題もあるわけでありまして、自己資金を相当持つておるわけですから、そういうようなことで差があるわけであります。

○安井委員 私が今ここで申し上げているのは、金利その他の金融の技術的な問題ではなしに、むしろ農業経営の今後のあり方に対するかまへの問題として実は申し上げておるわけです。だから農政局長がお見えになればそういう点はもっと明らかにしてもらいたいところでありまして、たとえば機械の導入にしても、個人々々でいいかげんな機械を買うよりも、もっと大規模な

機械を共同的に備えていく、あるいはまた土地基盤整備その他の問題、その他全体的に農業の近代化の方向というものは、経営の共同化を推し進めるといふ方向でなければいけないのではないかと、そういうような認識があるかないか、この問題の出道と結論が違つてくると思いますが、農林省として、共同化をもっと推し進めていこうというふうな理解の仕方はないのですか。

○松岡(亮)政府委員 これは農政局長からお話しした方がいと思ひます。が、大体大型機械などは農協なりあるいは町村というふうなところでもって利用していくというのはいかなるわけでもないか。そういう意味で共同利用施設について構造改善事業では補助まで出しているわけでございます。それ以外のも今御指摘のありましたように、この戸で使うよりは数戸の共同利用というのが適当であろうかと思ひます。この場合は、近代化資金の場合も、それから新しい制度におきまして、個人と同様の条件で貸し出すようにしております。

○安井委員 私は個人と同様の条件でなしに、むしろ共同施設というふうな仕組みにした方を有利な条件を設定してあげる、そういうことでなければ、今の政府が言われております農業構造改善事業そのものから、私はうまくいかなければいけないかというふうな気がするわけです。今の農業構造改善事業そのものに私どもは完全に同調はいたしておりませんけれども、それであつても、やはり近代化の方向というものは、個人資金の方を有利にする

か、少なくとも同等にするというよりも、共同化の場合に有利な条件を傾斜させるということによつて、初めて近代化の道に通じていくのではないかと、そういうふうに思ふわけです。金融の問題に関連して私はそれが非常に大事な問題になつてくるのではないかと、こういうような印象を受けていますから申し上げていたわけでありまして。

○長谷川委員 長 それでは午後一時から再開をいたします。

午後一時十五分開議
○長谷川委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案及び農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案の両案について質疑を続行いたします。安井吉典君。

○安井委員 農林漁業金融公庫法の改正に伴ひまして、農地制度に関する法令についても若干の手直しが必要になつてゐるようでありまして、その内容について二、三お尋ねをいたしたいと思ふわけですが。

○安井委員 改正措置が講ぜられるというのには省令ですか。

○任田政府委員 省令の改正でございます。

○安井委員 どの個所ですか。

○任田政府委員 農地法施行規則の第三条に、法律の三項一項九号を受けまして、「農地又は採草放牧地の権利移動の制限の例外」がございまして、これに一号を起しまして、農林漁業金融公庫が融資のために徴求いたしました農地等を競売に付します場合、その競売人となる資格を公庫に与えるという規定を置きたい、それが一点でございます。

次は、十一條に、法律第七條一項八号の例を受けまして、小作農地等の保有の例外に当たります事項を、現在市町村、財産区または農協の所有する共同利用小作採草放牧地と書いてあるわけでございまして、ここに、公庫が競売によつて競売人となつてみずから取得した農地について、小作農地等の保有の例外規定を設けるということに對処したいと思ひます。

○安井委員 法律をいじるといふようなことでないという点、何か大した問題でないような印象を実は受けるわけでありまして、しかしながら省令だけで簡単に措置できるというその内容は、今の農地法の自作農主義といひますか、そういうようなものに対する相対的な例外規定になるような気がいたします。農林大臣が、もはや自作農創設時代は終わったというふうな言い方で、今度の農地取得資金に大きな意気込みを示されているということだそうでありまして、しかしその反面、土地の所有権と耕作権とを密着させる形に

おいて自作農を創設維持しようという現在の農地制度については、相当大きな実質的な変り方になるのではないかと、そんなような気がいたします。

もつとも表面的にはそうではないかもしれませんが、しかし何か一つの大きな特例が今回設けられるわけですから、将来にわたつてここに何かの突破口が開かれたという大げさでありませんが、そんなような気がしないではないわけですが。今度の農地担保を強くこの中に押し出そうとしたその意図は、一体どういふところにあるわけですか。

○任田政府委員 ただいまお尋ねの第一点でございますが、今の農地法の規定の中に、農地の所有権及び小作権についての特例が設けられてあるわけですが、それと、その設けられてあるこの二つの問題につきまして、さらに今回従来ある特例にほとんど準ずるものであるという解釈のもとに、その特例に追加をするという考え方でございまして、さういふ考え方でございまして、すなわちこの移動それから小作権の移動と、この両方のいづれに對象にしておるわけでございます。公庫そのものは、農林省としては十分に監督できる立場にありますことと、もう一つは、實際問題といたしまして、過去においてもこのような例があるかというところになります。實際問題として質流れになるというふうな農地、そういうような事態になつたことは、長い間におきましてわずかに四件しかございせん。これは極力融資をする側の公庫の十分注意をしておつた点もありまして、實際問題としては、そのような件数でございまして、特

例でもって処理ができないかというふうにならねばならぬと考へておるわけでありませう。

また、それならば第二点の問題といふたしまして、そのようなことでもって今度の新しいやり方が、はたして農地担保としての活用ができるのかという問題だらうと思ひますが、この点につきましましては、従来は、農家における担保の問題を見ますと、過去の例からい

きますと、大体七四％は人が保証人として問題が解決がついておる。あと農地そのものが担保ということになりまして一三％、それから農地と人的担保と両方あわせての保証ということになりますと二三％というふうなことで、

大部分は従来は人であつたわけであつたところが今度の新しい制度によつてわれわれが考へておりますのは、従来貸付限度を四十万円といつたおつたのを八十万円に上げることにするわけであつた。八十万円にもなつて参りますと、

当然今まで对人的保証ということでは済んだものが、どうしてそれで保証する人もおさまらないのじやないかといふ考へ方が大きく出て参りました、

従つてこの場合、農地法の特例をつくりまして、担保の価値を上げて、まず人の保証といふものが大きいとは思ひますが、さらにそれに上置きまして、農家自身が、こういう農地法ではあまり活用することのできなかつた従来の大きな財産を、幾らかでも担保の価値の引き上げによりまして大いに活用したいといふふうな考へておるわけでございます。手続上と申しますか、扱い方からいいますと、省令の改正でいいわけであるとわれわれは思ひますが、その手続は小さいと申しまし

ても、一方においては、ただいま申し上げましたような農家の今後のこの融通制度の活用のおきましては、相当大きい農地担保の期待があるのではないかとこのように思つておるわけでございます。

○安井委員 従来からの物的保証と人的保証と二つあつたわけでございますが、今の御説明でもわかりますように、人的保証の面が実際上は多かつたといふのが実情でございますが、しかし今度のこの改正の中から、政府としての農地担保に対する取り組みが並み並みならぬものであるという印象を私も受けるわけであつた。特に重政農林大臣は、その点御執心ださうでありませうが、そういうふうなことからいへば、従来の保証の置き方が、人的保証から方向を変えて物的保証に重点的にいくのではないかと、そういうふうな感じがするわけでありませうが、お見通しはどうでしょうか。

○松岡(亮)政府委員 農林公庫は従来人的担保を中心にして貸付を行つてきたことは御指摘の通りでございます。自作農創設維持資金の貸付につきましては、今農地局長からお話がありましたように、七〇％は人的保証で、二六％が物的担保ないしは人的保証と物的担保の混用ということになつておるのでございますが、今回の新しい制度の改正によりまして、貸付限度を相当延長しておりますのと、貸付限度を、土地取得資金の場合は四十万円から八十万円にございませうが、そのほかの資金でも、二百五十万円程度まで個人に貸すということにいたしましたわけでございます。そういういたしますと、人の保証を受けることは、金額がかさんで

参りますので、なかなか得がたいといふことがありませうし、長い期間の貸付でございませうから、子々孫々に至るまで保証しなければならぬという事態も出て参りますので、物的担保も徴求できる——これを重点にするといふことでもございませうが、それと比べると、いふことにいたしたい。と同時に、担保の評価につきましても、従来非常に低い評価をしておつたのでございませうが、世間の実際の事例は、相当高いところまで評価をいたして担保にとつておるのでございませう。農家の方の側から考えますと、できるだけ評価を上げてもらつた方がいゝわけでございますから、そういう趣旨で担保の評価も引き上げることと、できるだけ農家に貸し出しやすいようにいたしたい、こういうのが今回の改正の趣旨でございます。

○安井委員 この点はつきり確かめたいと思ふのですが、自創資金の關係だけではないに、今後は公庫扱いの全資金について農地担保の仕組みをとることとができる、そういうことでしょうか。

○松岡(亮)政府委員 そうでございますが、土地改良区等に貸し付ける場合には、これは土地改良区が所有しておる農地といふものはございませうから、必ずしもそうはいかないと思ひます。これはたゞさんの人が連帯保証をするといふようなことになつておると思います。新制度におきましても、土地取得資金以外の資金がございませう。畜産関係の資金とかあるいは果樹関係の資金、そういう場合におきましては、農家の都合によつてはできるだけ土地担保を活用するといふことにいたしたいと思ひます。

○安井委員 ですから、やはり農地担保の面がずつと拡大されることに実質的にはなつてくると思ひわけです。農地局長お急ぎださうでございますから、関係のある点をまず伺つておきたいと思ひますが、この点農地局長です。公庫が取得した土地を小作に出すといふこともこれは当然できる形になると思ひますが、その場合の小作権ですか耕作権といふんですか、そういうものの扱いは他の場合と変わりはないわけですか。

○榎垣説明員 農林漁業金融公庫が今回の省令の改正ができました上で、競落いたしました農地を小作に出す、賃貸借あるいは使用貸借に出すという場合におきましては、一般の場合の権利設定の場合と同様に扱いたいと思ひます。

○安井委員 いずれにしても、公庫がいつまでも持つていけるべきじやないし、持つていないだろつとは思ひますけれども、しかしそれが適當な処理ができない場合には相当長期にわたつて小作契約とかあるいは賃貸借契約とかそういうような形が起きないとも限らないと思ひます。現在はごく件数が少ないけれども、将来はこれが相当ふえてくるのではないかと、そんなこともおそれるわけでありませうが、その点どういふふうにお見込みになつておられますか。

○榎垣説明員 私どもの考へていたしましては、公庫が競落によつて取得します農地の面積、事例といふものもそんなに多くはないだらう、またそういうことの起こらないように、行政上の指導といひますか、そういうことも加えて参る必要があると思つておるのでありませうが、事例はそれほど多いと見込んではおられません。また、かりに競落をいたしました場合が起つてしましても、それが長期にわたつて農地法の精神に従つた処分が不可能であるといふような事例もさう多くは考へられないと思ひます。ただ相當の期間にわたつて処分が完了しない場合が予想されるというふうな場合には、これは若干の制度といひますか運用上の改正を要しますが、農協によりまして売り渡し信託という制度も利用するといふようなことも考へていきたいといふふうな思つておるのであります。

○東海林委員 関連してお伺ひしたいのですが、今の答弁の中でちよつとはつきりしないのですが、農地法の建前では従来農地担保といふものを抑制するといふような建前だつたと思ひますが、今度はその農地法の考へ方はどうなるのでしょうか。

○榎垣説明員 一般的には、私どもとしては現行農地法の精神でございませう。自作農主義と申しますか、農地の所有権は耕作権にあるといふ考へ方の基本を考へる考へはないのでございませう。従つて農地を抵当に出すこと自身については現在法律上の制約をいたしておりませうけれども、抵当権と担保権の実行にあたりましては、その競落人たる資格は現在の農地法の定めでおります要件を満たした者に限るといふ線は相変わらず貫いていきたいといふふうな考へております。

○東海林委員 それでここに競落のことが書いてあるのですけれども、競落する場合には、従来と同じように知事が買い受け適格者といふようなことを

やつて、その範囲でもって耕作権は尊重するといふ建前で行くのですかどうなんですか、はっきりして下さい。

○松岡(亮)政府委員 これはおそろく土地取得資金に關しての御質問であります、従来のように知事の認定によつて、認定があつた場合に貸し付けるといふことにしたいと思ひます。

○榎垣説明員 東海林先生の御質問は、今後も担保農地の競落に際しては、競落人の資格については知事の認定による資格証を持つ者に限つてやるのか……。

○東海林委員 耕作権を尊重するのかどうかといふこと……。

○榎垣説明員 といふことでございまして、これに耕作者の立場を尊重いたしました、従前通り知事の資格認定をいたしました者に限る、ただしそういう場合において、公庫の担保評価よりも著しく低い競落価額しか現れないという場合、念のために公庫に競落人たるの資格を認めるということにいたしましたと考えておるわけでありませう。

○東海林委員 後段の方がちよつとはつきりしないのですが、競落価額が著しく低かつた場合に——今おっしゃつた点をもう少しはつきり、耕作権との関連はどういうことになるのですか。

○榎垣説明員 これは法律的にこまかく言いますといふ事例が多くなつてくると思ふのですが、競売に付せられ、担保農地というもののについては、法律上は当然にその競売時における耕作権が保護されないといふ切れないのですが、しかしながら、現に耕作しておる者が競落人として参加をいたしまして、そしてそれが土地を取得

いたしたいといふことが優先されることは従前の考え通りやうな思ひます。ただそういう競落の資格を持つ者が競落に参加いたしましても、何らかの事由で、適正な担保評価が何かで債務の回収をはかりたいと考えておる農林漁業金融公庫のそういう見通しに対して、著しく低い競落価額しかつかないといふような場合には、みづから評価額によつて競落人としての機能を果たす、その上で適当な買い受け希望者に対して農地法の精神に基づいた売り渡しをするようにするといふふうに考えておるわけでありませう。

○東海林委員 そこまではわかるのですけれども、その場合に耕作権といふものの尊重という点がどういふことになるのか、こゝういふことです。

○榎垣説明員 私は一般的に申し上げたわけですが、抵当権設定以前にすでに貸借等耕作権を持つておる者の位置といふものは、競落をいたしましても当然に保護されるわけでありませう。

○安井委員 農地局長、それではもう一つだけ伺つておきますが、今度の農地担保の問題から農地価格の算定を變えるような氣持を持つておられるのではないかと、そういうことになりませう、統制小作料の問題にも影響が出てくると思ふわけですが、その点どういふふうにお考えになつておられますか。

○任田政府委員 その点は今のところ格別考へておるわけではございませう。やはり公庫自体が金融機関としての判断でこの所有制限の特例あるいは耕作権の移動制限の特例といふものを考へられた上での農地価格、金融機関

としての価格を考へまして、それで評価するといふ考へ方に立つておるわけでありまして、国の方から積極的にならうといふことは、考へてはおらないのであります。

○安井委員 そういふことになりましたと、価格の算定は、これは公庫のそれにならざる、小作料の方は小作料で、従来通りの方針でいく、そういうことですか。

○任田政府委員 さういふことでございませう。

○安井委員 さらにお尋ねをしたいわけですが、今度はその農地の評価といふ点で、価格算定の問題でございませうが、現在のやり方とどういふふうに変えようといふお氣持でおられますか。

○松岡(亮)政府委員 現状において担保の評価は、ほぼ固定資産税の評価額を基準として評価してゐるのでございませうが、これからはできるだけ高く評価するといふことで、一般に行なわれたいと思ひます。

○安井委員 固定資産税の評価で現在をやつていて、今後はそれによらないで、できるだけ高く買いたいといふ御答弁なんです、そういうことになりませうと、今までは、一応の基礎があつて評価をされておりましたが、これからあつた公庫の勝手な、思ふままな評価にまかせると、別に基準も何も設けないのだ、そういうことですか。

○松岡(亮)政府委員 大体時価の五割から七割といふのが、一般の評価でございませうが、その時価といふようなところに事例がない場合もございませうし、そういうことも考へまして、必要によつては鑑定人の評価を受ける、そういうことで、あまりその辺にアンバランスが出ないようになつて参りたいと思ひます。

○安井委員 今、自治省の方で、固定資産税の基礎になります固定資産の評価がえの問題を進めてゐるようでありませうが、それと関係があるのですか。

○松岡(亮)政府委員 現在は、それは関係なしに考へております。今後固定資産税の評価額がどうなるか、これは目下作業中のわけではございませうが、それができた場合に、ある基準になるかどうかといふことは、今後の検討の問題であると考えております。

○安井委員 いろいろことになりませうと、今までの評価のやり方は、その農地からの収益を価格に還元した方式で、固定資産の評価が行なわれていたわけですから、それが今度時価方式に変わつていく、こゝういふことになると思ふわけでありませうが、たといさういふふうな農地の評価の仕方が変わつても、小作料そのものは、昔と同じような収益から追つていくところの方式で、そのまゝいつまでも変えない仕組みでいくといふことですか。その点さらに確認したいのでございませう。

○榎垣説明員 先ほど農地局長からもお答えをいたしましたように、現行の小作料の統制の考へ方と、今回の農林漁業金融公庫の徴求いたします担保能力の評価の問題とは、直接関係はないといふことは、先ほど農地局長も答

え申した通りであります。今後小作料の問題をどうすべきかといふことは、これは私も農林省といたしましては、農地制度全体のあり方とも関連をする問題でございませうので、農地制度研究会といふことで、各般の学識経験者にお集まりを願ひまして、昨年の九月以来いろいろ御協議を願つておるの

でございませうが、その際の御意見等も参酌をしつつ、将来の農地制度といふものがどういふふうにあるべきかといふことと関連して、小作料のあり方もきめたいと思ひますが、ただいまのところ、小作料の考へ方について、改定をするといふような考へ方は持つておりませう。

○安井委員 今小作料の問題については、農地制度研究会で検討中といふこととどうございませうが、今後検討される場合において、今までの事情が一つ変わつてくるわけですが、今までは、自創資金等においても、農地の評価は、収益還元方式でいつておつたし、今度

は新たな事態として、時価方式といふふうな仕組みが、公庫の担保評価について行なわれるといふ新しい条件が加つて、情勢が今度変わったんだから、小作料についても、また新たな条件を加えて検討すべきじゃないかといふようなことになつて、今回の評価がえといふようなものが、小作料の問題にも自然に影響を持つてくることになりませうか。その点どうですか。

○榎垣説明員 現行の小作料の考へ方につきましましては、私からよくどし申し上げることもないと思ひますが、中

水田における土地収益といふものを算定をして、それをもつて適正小作料といふことで法定をいたしておるわけ

ございます。その算定の基礎と現行固定資産税の評価の方法とは、必ずしもこれも同一ではないわけでございませう。その点にも若干、制度の目的上の相違から、考え方に違いがございませう。今回農林漁業金融公庫が、従来よりも高い水準の担保評価をして農地を担保にとるといたしまして、そのことと小作料との間に、直接の関係もございませうし、またそのことを考慮して小作料の考え方に変更を及ぼす、あるいは小作料の算定の際に考慮する、というようなことは、全く考えておりません。小作料は小作料として、これを現行法の通り法定もしくは統制を続けていく、といった考え方は、小作料固有の目的に即した考え方ではないと思っております。

○安井委員 当然小作料は、それに直接の関連のある問題から、算定の問題に取り組んでいくべきでありませうけれども、しかし従来は、公の機関において農地の評価については、どれもこれもみな低いレベルでしかなかったわけですから、今度一つ高いレベルのものが現れてくるわけですから、今後の小作料の考慮の中に、一つの資料として、そういうようなものも飛び込んできて、小作料の引き上げをする要素になりはしないかというのを私はおそれるわけでありませうが、今の管理部長の御答弁では、そういうことには一切目もくれない、本質的な説明の中から小作料の問題に取り組みたい、こういうことでございませうから、その点信頼をいたしたいと思ひますが、ただ、もう一つお伺いしたいのは、農地の時価が今度の担保価値をつり上げることに

よって上がってきたか。いや、ちつとも上がらないというふうな見方でもできるでありませうし、担保力が増してきたというふうなことで影響があるのではないかと、そういうふうな見方でもできないではありません。そういう点についてどういふふうな検討が行なわれておりますか。

○増垣説明員 私どもの考えでは、公庫が担保に徴求いたします担保評価の引き上げというものは、農家の資金の借り入れに際して信用力を増大するという効果はあると思ひますが、それが直ちに農地の価格の高騰に結びつくというふうには考えていないのであります。ただ、農地の取得資金等の手当が、いわば農地に対します購買力の付与という形で影響があることは、理論的には考えられるわけでありませうけれども、その点も、現在の農業事情、御承知のような農業就労人口の減少傾向と農地の移動の傾向とは、ほぼ相関性の強い形で推移いたしておりますので、それを考慮いたしまして、三十八年度の土地取得の予算も編成をいたしたつもりでございまして、そういうことから考えまして、この制度に関連をいたして農地価格が上昇するというふうなことは、万々あるまいというふうな考へております。

○安井委員 これは先行きの見通しですけれども、これは先行きの見通しですけれども、また農地価格は単に担保力が上がったから上がるというふうな性格のものではないことも、それだけが唯一の要素として高い低いがきまるといふことは、ないと思ひますが、将来の見通しを立てる上においては、これもやはり考慮すべき要素の一つだといふ

ことはいえるのではないかと、そういうような気がいたします。そこで、今度の措置は、農業近代化のために長期の金を、しかも多量に確保する必要がある、そういうような場合に農地にとつての唯一の資産である土地を活用するよりほかにはしようがないじゃないか、こういうふうなことが土地担保を強化することに踏み切つた理論的な根拠ではないかという気がするのであります。しかし反面、耕作農民の側からいって、これが今後どんな波及して、金融機関の土地取り上げといったような昔の古い姿に戻りしなないか、それはならないような法制的な仕組みにはなつておるけれども、これがだんだん発展していつて、そんなようなことになりはしないかというやうな若干の不安が農民の中には漂つてくるのではないかと、これを、私どもはおそれるわけでありませう。今回は公庫だけについてこの担保措置を講じておるわけでありませうが、将来において、他の金融機関についてもこれと同様な扱いをするというふうなお考えが、これは万々ないと思ひますが、いかがですか。

○松岡(亮)政府委員 その問題は非常に大きな問題でございませうが、現在の農地法の建前をくずしまして、現在の農地法でも、農地を担保に入れることを禁止しておるわけではございませう。現に、いろいろな金融機関が担保として徴求しておるのとは相当あるものでございませうが、しかしながら、農地法の建前といたしております自作農振興、それに伴う耕作権の保護、あるいは土地の所有権の移動の制限というやうなものを、将来一般的

に、金融機関が自由に農地を担保として取り得る体制に持つていくということは、きわめて重大なことだと思ひますし、また農地法全体の精神なりあるいは制度を大幅に変えなければならぬことではございませう。これは農地法自体の慎重な検討の上に立つて結論を出すべき問題だ、かように考えまして、現在のところはそういうことは考へておりません。

○安井委員 農地の担保の問題に踏み切る前に、私どもは政府の方においてもう少し、農民の信用力といふものが、そういうやうなものを高める道がほかになつたかといふことについての検討がなされるべきではなかつたかと思ひます。たとえば共同化といふやうな形をとることによつて担保なしにでも貸せるやうなやり方、つまり集団信用を高めることによつて担保力を強めていく、こういうやうな行き方もあつたのではないかと、いふやうな気がするわけでありませう。その点いかがですか。

○松岡(亮)政府委員 確かにそういう問題もございまして、農林公庫からの貸し出しにつきましては、いろいろな共同化に対する貸付という方法をとつておるのでございませう。また農業近代化資金の創設にあたりましては、各県に信用基金協会を設けまして、政府なり県の援助も加えて、農家の信用力を高めるという措置をとつて参つたわけではございませうが、しかし一面におきまして、現に農地は担保として各方面で使われておるわけでありませう。また公庫が金を貸す場合にも、これは一般にそうでございませうが、個人の場合、金を借りれば一般財産が担保になるわけ、他の債権者に優先して弁済を受け

るといふのが抵当権の意義でございませうが、それを發揮してもらつて、公庫が十分に金を貸せるという体制に持つていくのが今回の趣旨でございませう。

○安井委員 たとえば金融といふやうな問題については、何としても償還ができるということがその裏になくなくてはならないわけでありませうが、そういうやうなことから考えますと、一たん貸付をしたあとの指導の問題が非常に重大な問題になつてきしなないかと思ひます。農家に対する生活指導の問題、経営指導を積極的に進めていく問題、こういうやうな指導体制の強化、その裏打ち、こういうやうなことがあつて、初めて貸付金も生きてくるし、それによつて生産が上がることで償還も確保されるということになるわけですから、だから私は、信用力を高めるというやうな上からもこの指導強化の体制、これを一つ積極的に進めていくことがきわめて重大な問題ではないか。

先ほど申し上げましたやうな集団信用を高めていくというやうな道と、この指導体制を強化していく道と、こういうやうなものが合はさつていけば、単純な農地担保といふやうな方向にいかなくとも、相当多額の資金の裏づけとなることではあるのではないかと、こういうやうな考え方についてどうお考えですか。

○松岡(亮)政府委員 集団で借り入れをやつていく、その信用力を使うという点において別に私も異論がなく、そういうやうな方向でも進めておるわけではございませうが、同時に、今お話のありましたやうに、経営指導を強化するということにつきましても、今度の新制度につきましても特に要綱で

と

もう一つ、直接資金の貸付条件につきましても、償還しやすいうように償還条件をできるだけ緩和していく。年限の延長ということがまずその一つでございます。それから金利の引き下げ、そういった措置もとりまして、農家が今後金を借りてもできるだけ容易に償還し得るようにいたしたいのが今回の新制度の大きなねらいでもございます。

れがもっとも効果が上がっていかないじゃないかというふうなことがよく言われますけれども、私はそれはあとの指導体制が悪いからではないかというふうな気がするわけです。ほんとうに貸した金がすっかり生きてくるような仕組みにしたいのなら、やはり真剣に密着した指導というものが当然行なわれなくてはならないわけです。そういう点、要綱の言葉の中だけでは書かれているようでありますけれども、これ

はまた今に始まつたわけじやなしにい
つでもそういうふうを書いてあるわけ
であります、ちつとも十分に実行が
なされていません。今度ここに、今も局
長がおっしゃつたように、今度はしつ
かりやるのだというふうなことを書い
てありますので、これも単に書いてあ
るだけではなしに実行されるのかどう
か、担保を私どもの方でいただきたい
ような気がするくらいでありますかど
うですか。それには何か物的担保はあ
りませんか。

○松岡(元)政府委員 指導体制の強化につきましては、各局におかれてもいろいろ工夫もしていただいております。今後の貸し出しのやり方の要綱をつくる場合にそれぞれ具体的にきめていただきたいと考えております。そうやっていけば心配もないのじゃないかというお話でございますが、ごもっともなことでございますけれども、しかしやはり人的保証をとるというようなことは今後だんだんむずかしくなっております。それから完全に全然無担保——表面いろいろな抵当権の設定とかそういうようなことがなくても、とにかく農家の財産は全部担保に充てられるわけでございますが、その他の債

○安井委員 午前中自創資金のことでも私ちよつと触れましたけれども、自創資金の借り入れ等についても、営農の再建計画ですか、分厚な書類が必要なのわけです。改良普及員の諸君なんかについても一生懸命になってそれをつくっているわけですが、それは単につく

らなければ貸してくれないというふうなことでしか実は農村の中では受け取られていないようです。だから借りる金額から逆算して起こして数字をずっと当てはめていく。膨大な書類ですよ。そこにはすごい労力も必要なわけです。改良普及員の人たちが本来の仕事を投げてまでそれに忙殺されているような事情もあります。これはつくりっぱなしで何にもなっていないのです。

よ。それだけであとあれば県に積まれるのですか、農林省に積まれるのですか、あの膨大な書類の処理におそらくお困りになっているのじゃないかと
思うのです。だから私も言いたいのは、貸し出しの仕組みはできるだけ簡素にしてあげて、それとは別に、資料
があらうとなかうと、将来の指導だけは濃密に指導をしていく。ただ指導も何にもしないで書類だけの書類をつ
くっていくということではなしに、書類は簡素にして指導を強化していく、
こういう仕組みでなければ私はいけな
いと思うのです。書類の簡素化とい
う面につきまして何かお考えはありま
せんか。

○山田(長)委員 関連して、農業構造改善の上でそれは一番重要な点だと思ふのです。旧来の農業をやっている人がここで畜産なりあるいは果樹なりにかわろうとするとときですから、これは容易な心がまえでは変えられないのが実際の姿です。ところが変えようと、思つても、書類手続その他非常に複雑なために、実際はそのことをやっておるうちにもう疲れてしまふのですよ。

書類づくりをやっているうちに疲れてしまふ。これは農家の人たちはやはり何と言つても常にペンを持たない。まことにペンを持つときにはおつくりがつてしまふ状態の立場の人たちですから、ペンを持つこと自体がおつくりなんです。そこへ持つてきて書類の手續が非常にややつこしいから、しまいにはあきれてしまつてやめてしまふような状態なんです。ですから構造改善の第一の条件としては私は事務の簡素化だと思ふのです。これは思ひ切つてなさなければだめだと思ふのです。

それからもう一つは、改良普及員というものがたくさんいるけれども、これはほんとうのことを言つて安月給取

りです。ほんとうに農村の人たちが改良しようとして情熱を打ち込むときには、改良普及員を一人か二人の農民が相談相手として縛ってしまふほど忙しい状態に追い込まれると思うのです。そのとき最近はず法律に次から次にと大きな変化があるため、改良普及員はそういうことの知識も身につけなければならぬ。それから下からは農民がいろいろ相談に行く、これも処理しなければならぬという、まことに都会の勤務者と違つて朝から夜までの時間というものは全く不規則な状態の中でよく

これは努力をしている人がいると思うのです。こういう人たちに對する処遇の問題も私は當然考えられなければならないと思うのですが、この事務の簡素化と改良普及員の人たちに對する知識の普及ですね、これは容易ならぬことだと思ふけれども、やはり普及員自体が、こんなに大きな変化があるときにはよほど努力しなければ追いついていけないんですよ。これを何とかして追いつかせるためには、やはり栄養失調な状態なんかではとても追いつける筋合いのものではない。これはこの機会に待遇の問題などをとかく言うべき筋合いのものではないと思ふけれども、やはりこういう問題から考えられて、そして自分はほんとうにこれだけ大きな農業改善に處する戦士であるという心がまえが普及員にできなければ、とてもそれは容易なものではないと思うのですよ。そういう点で、普及員に對する当局のこれが大きな変化に對処する心がまえの正しいあり方だ。こういうことをどうお考えになつておるのか。

それから事務の簡素化。私は実は今

度の構造改善の問題が去年国会で法律が通過した直後、まだ豚の値段が下がらぬときに、農林中金に、実は地方の人たちが集団でやるからというので、この金を借りるための交渉に行つてやりました。ところがこの事務が複雑なことに驚き、しまいに私は手を焼いてしまった。それは経済連の方に聞いてくれ、経済連の方に行つてみたら、経済連は、地元の農協は何と考へておるか。地元の農協はといつても、新しい仕事をやることですから、農協としても思ひ切つてこれが奨励できない。そのうちに地元の意思をまた農林中金に持つてきて訴えた。それは何として地元の人たちが本気にならない限りにおいては、農林中金としては今の法律ではどうすることもできない。今度多少変わつてくるわけですが、そのときの話をするわけですが、それからまた今度の経済連に行つてみた。地元の農協から何の返事も来ないし、農協の人たちと相談しろ。そんなことを行つたり来たりしているうちに、ほんとうに農業改善に力を入れようとする農民は、いや、私はこんなことではしようがないから、もとの通りでやめます、こういうことになつてしまった。これはやはり何としても事務の簡素化が第一だと思ふのです。この事務の簡素化について、やはりおぎなりの答弁が必要なんです。もっと明確な答弁が必要なんです。さつきからうしろで聞いておると、少し小さい声なんです聞かれない点もあったのですが、事務の簡素化だけはこのことの一歩の問題としてぜひ必要でありますので、この際お答え願ひたいと思ふのです。

○齋藤(誠)政府委員 金融の手続きにつきましては経済局長から答弁していただくことにいたしました。構造改善事業計画についての事務の簡素化並びに改良普及員の指導力強化という点について御指摘になりました点は、われわれとしても全くそのように考へておるわけでございます。ただ、事業計画につきましても初めての試みでもございまして同時に、文書だけによつてはなかなか十分指導し切れないものもございまして、従つて計画書についてはどういうふうなことを入れて計画を立てるべきであるかというふうなことを、計画書を通じてながらある意味においては理解してもらふというふうなことも実は考へてつづいたわけでございます。しかしこの点については、従来とも農村計画についてはあまりにも資料をつくるのが多過ぎる、手続があまりにも複雑であるということにつきましましては、当初から十分私も留意いたしまして、第一回の場合におきましては、これは計画書というのはいくつかの調査事項については、これは計画をつくるための参考的な調査項目である、従つて当該町村において計画を立てる場合においては、必要な部分について参酌して計画を立てなさいというふうな意味の注意事項を特に入れてやつたわけでございます。しかし当初のことでございますから、また事業の關係する部分が施設にわたり、融資事業にわたり、あるいは土地改良事業等の補助事業にわたるといったような關係で、それぞれの法律やなんかの關係で要求されている資料等もありまして、また補助金でありますので、当然

それに伴う予算の補助金申請書の一応の要求書類というふうなものもありまして、ある程度は金を出す融資をする關係上最小限度のものは必要であらうと思ひますが、今御指摘になりましたように、計画倒れになる、あるいは補助金をもらつたために計画書をつくつたけれども、あとは何にもそれが利用価値がないということに嚴にならないようにということ、私はよく県の方には言つておるわけでありまして、しかし現状において相当複雑でございますので、今手続の簡素化につきましましてはもう少し簡素化できないかということ、を内部的に検討いたしておりますと同時に、今後この事業につきましましては、地方農政局に大幅に権限を委譲するつもりでありますので、そういうこととあわせまして極力簡素化をはかつて参りたいというふうに考へておるわけでございます。

第二点の改良普及員の指導については、御指摘の通りでありまして、結局この事業を最後までめんどろを見ていくという点については、やはり末端の改良普及員にたよらざるを得ないというふうに考へておるわけでございます。そこで、事業実施にあたりましては、担当地区に改良普及員の地区ごとの担当者を決める、あるいは主産地に依つて特設普及員の配置がえを行なうとかいうようなことを強く県に指導いたしております。しかし計画をつくる段階あるいはさらにそれを実施する段階におきましては、なかなか普及員だけでは十分によつていけないという面もございまして、これに對しては關係の試験場あるいは府県庁の指導官等も含めて指導班や何かをつくつて指導するといふようなことを考へておりますが、来年は普及員の活動力を一そうこの事業のために強化する意味におきまして、今国会に提案を予定いたしております改良助長法の改正によりまして、改良普及員の特殊な職務の勤務状態に應ずるような措置の一つといたしまして、職務手当を改良普及員には特別に支給しよう、こういうことにいたしておるわけでございます。今後普及員の研修の強化あるいは活動力の強化ということについては、この事業推進上一そう努力いたしたいと考へております。

○松岡(亮)政府委員 金融機関からの貸し出しにつきましては、絶えず簡素化を呼びかけて参つておるのでございますが、特に農林公庫につきましましては最近事務簡素化委員会というものをつくつてもらひまして、具体的に簡素化の研究をやつてもらつております。その成果を待ちましてさらにその簡素化を進めて参りたい、かように存じております。それから系統の場合につきましては、これも金融機関というものは大事な金を貸すせいでございまして、いろいろ書類を要求する傾向があるわけでございますが、それらをできるだけ減らしてもらつて、特に組合金融でございますから、農村ではお互いに、あの人はどういふ人だということもわかつておるわけでございますから、そういうようなことはできるだけ簡素にしてもらうように常に指導をいたしておるわけでございます。

○山田(長)委員 実際には必要な人に金がいってないのです。それで問題があり、それから農業改善なんというものは煙みたいなものだという声が農民の中に出てくる。必要でない、ゆとりのある人は幾らでも借りる方法はあるのですが、實際農業改善をしてそれで新しい行き方を持たれたいと思ふような人はなかなか金が借りられない。そこで私がさらに申し上げておきたいことは、今局長は、村や町の場合における農業者の実態はわかつておる、こゝう言ふけれども、實際はわかつておるのだから借りられないのだ。ただどういふ点で借りられない場合があるかという点で、思想的に古い村の理事者に対する反発力を持つていふような集団が、戦後においては農民組合の組織ばかりでなしに、部落等においても、農協などの理事者にはなつていないけれども、實際にはそういう革新的な動きがあるわけなんです。こういう人たちがどういふ農業改善の方途を考へておつたにしても、やはり貸すことと反発勢力が強くなつてくるといふようなことから全然貸し与えない。こういう事例は、私は幾つも自分で見て知つております。こういう場合、たくさんにあるのです。こういう場合における農協の理事者というものは、ほんとうに公平な立場で必要に応じて融資をさすべき筋合いでありますけれども、これがどう理事者にぶつかつていっても、思ふようになびいてこない革新勢力などに対しては、言を左右にして貸し与えない、こういう事例があるのです。農協の理事者もさることながら、普及員等にも、もつと日本の農業改善をしなればならぬという魂の入つての普及員がいるならば、これらの人たちが先頭に立つて、農業の改善の必要を説きながら、こゝういふ筋の人に対してもおそらく私は説いてくれるだらうと思ふのです。こゝういふ点

で、やはり普及員に十分魂を入れなければ、農業改善などというものは不可能だと私は思うのです。今聞きますと、待遇の問題も考えているということでありますけれども、この普及員は、とても都会の会社に勤めている会社員のように、朝時間に出て夕方時間に帰ってくるというようなまやかしのものではない。質問に応じたならば、あるいは部落にその改善の思想を普及しようとするような場合には、時間を無視してでもなんでも、夜おそく十時、十一時まででも回って歩く情熱がなければ、保守的な農村の人たちに新しい仕事をさせようというのでありますから、容易な筋合いのものではないと思うのです。これに魂を入れるということはなかなか容易なことではないけれども、やはり普及員が農林省の仕事の第一線の戦士ですよ。この普及員が本気になって農業改善の仕事をやらなければ、幾ら中央で農林大臣や農林省の局長クラスがラッパを吹いたって、とても踊り出すものではないです。こういう点で、普及員に対する待遇もさることながら、やはり魂を入れることが重要なので、全国の各府県の農業改善の仕事に携わる人たちに對しては、徹底的に魂を入れなければだめだと私は思うのです。先ほど、待遇の問題も改善するという話でありましたが、やはり思い切った仕事をしてみたいというところだと思ふのです。その点についてもう一ぺん、どんな改善の施策をするつもりか、伺っておきたい。

○齋藤(誠)政府委員 お話の通りでありまして、私の方も、先ほど申し上げましたように、事業推進のための普及員の担当者をきめるとか、また担当した普及員については必要な研修あるいは講習を行なう。先般もパイロット地区担当の普及員を全国から集めまして、講習会、研究会を持ったわけでございますが、そういうような方法を今後とも強力に展開して参りたいというように考えておりまして、普及員の末端における仕事というものは、本庁においてテンプル・ワークをするものとおのずから仕事の性質が異なっておりますばかりでなく、末端において個人の責任において指導していくという面が非常にあるわけでございますから、そういうことを考慮しまして、改良普及員手当を来年度からつけるということにいたす準備をしております。

○山田(長)委員 実は二、三年前新潟の亀田郷の土地改良の仕事の調査に行ったことがございます。そのときに私は、普及員の橋本という人でありましたが、その人の努力しておる姿を見まして、第一線の農業普及員にもかくのごとき人があるかと思つて、実は感きわまつて、その人の話を聞き、その人に対するものの方を持て帰つてきて、たまたま今初めてここでしゃべる機会があるのですが、この普及員は毎日オートバイで里数にして七十里ぐらゐを回つておる。ところが改良普及事務所から出ておるガソリン代はりよりうりようたるもので、私は自分の月給の中からガソリンの経費を出しておるという話を聞いた。それでたまたま亀田郷の改良普及事務所に参りまして、その橋本という普及員の勤務状態及び仕事の時間の状態等を伺いましたらば、まさに模範的な普及員であるということだった。その普及員が給料の中からガソリン代を出しておるという姿

を知りまして、一体こんなりっぱな普及員に、安い給料の中からガソリン代を出さしておくような姿では、日本の農業は発展しないと思つたのですが、その人の米をつくつておる姿を私はわざわざ行つて見てきました。そうしたら、たんぼのまわりを六尺掘つて、稲が下からも栄養を吸収するというので、このたんぼの下へ土管をいけて、変わった米づくりをやつておる。これによつて十五、六俵の米がとれるのだという話で、私は実に驚いて帰つてきたのですけれども、そういうりっぱな普及員で、これは三年ほど前のことですから、今亀田郷にその橋本という普及員がいるかわかりません。調べてみたらかわかんないのです。実際にその人はガソリン代を自分の給料の中から出して動いておるといふことをそのとき知りました。おそらくこういう普及員が全国にはたくさんいるのだらうと思ふのです。しかし、必ずしもそういう普及員でない人もいるだろうと思ふ。やはりこの農業改善という事業を推進するためには、優秀な人はどんどん抜擢し、表彰し、うしろ指をさされるような普及員がいたら、他に転ずるなりあるいは新しい魂を入れるように中央へ呼び寄せてこれが教育をやり直してやらなければいけないと思ふのです。たまたまこの機会に橋本普及員の話をいたしましたけれども、私がここでこの普及員の推奨を申し上げるのも、これはりっぱな人がいるから申し上げるわけであつて、そういう人たちが全国にたくさんいると思ひますが、これらについては、この機会に抜本的な処置を講ぜられる必要があるのではないかと思いますので、念のため

に申し上げておきます。

○長谷川委員長 湯山勇君。

○湯山委員 今、安井委員の方からずつと御質問がございましたが、それに関連しての問題あるいは残つていゝる問題についてお尋ねしたいと思ひます。

一つは、特に構造改善事業に関連する問題でございますが、農政局長へは、先般の臨時国会のときでしかかなに、構造改善事業というものは将来を見通して恒久的な対策をすみやかに立てる必要がある、あとからやるものほど条件がよくないといつて、先にやつたものが損をするというふうなことで、結局構造改善事業は進まないし、そのことが足をひっぱることになるといふことを申し上げて、その善処をお願いしたと思ひます。今回こういうふうな相当大幅な農林金融に関する制度の改正が行なわれまして、個々のものについてはよくなつてゐる面が多いと思ひますけれども、しかしながらこれらで金融に関する措置は、あと十カ年になりますか八カ年になるのかかわりませんけれども、今後は変えないう、こういう御方針なんですか。

あるいは今後もお変えていく、こういう御方針なんですか。こういうことを申し上げるのは大へんおかしいやうですけれども、それによつてまた取り組むかまゝも変わつてくると思ひます。その御答弁によつて私のお尋ねする内容も変わってくるわけですから、大体これでもう構造改善を中心とする金融関係は終わらだ、こういうことなのか。なお今後よくよくしていくのだ、こういうお考えなのか。これをまづ伺いたいと思ひます。

○松岡(亮)政府委員 今回の新制度に仕組まれておるいろいろな資金がございますが、その中には農業構造改善事業推進資金あるいは沿岸漁業の構造改善推進資金というように、明確に一定の計画に基づいて行なわれてゐる事業もございいます。それから土地取得資金のようにそれぞれ年度については融資の目標がございいますが、これは将来長きにわたつて続いていくというふうな性格の資金も含まれておるのでございいます。全体といたしまして大体今回の条件の緩和でほぼ目的を達成してゐるのではないかと。一部土地取得資金等については、将来、いつでも相当先で、一般金利水準は低下するというふうな状態が出て参りました場合に、さらに検討する余地のあるものもあるかと思ひます。大体当面今回の措置で当分の間はよろしいのではないかと、かように考えております。

○湯山委員 今局長が御指摘になりましたように、いろいろな資金があることはよくわかりました。ただ、そういうふうな議論をなるべく集約するために、特に農業の構造改善、一番はつきりしておるのがこれでございますから、それについてお尋ねしたわけですが、大体もうこれで農業構造改善事業が終わるまではその関係の資金については条件は変わらないのだ、こういうことでございいますか。それだと私はこの際非常にいろいろ問題がございいますから、それについて意見も述べると、お聞きしたいと思ひますので、お伺ひしたいと思ひます。

○松岡(亮)政府委員 今回、農業構造改善事業の融資条件につきましては、かなり思い切つた改善をやつたつもり

○湯山委員　ただいまの御説明の中で、たとえば金利の三分五厘というものを設定したとか、あるいは償還期間の二十年、二十五年を設けた、こういう個々のものについてはおっしゃる通りだと思います。ただ私がここで申し上げたい点は、せっかくそういうふうになさっても、たとえば今度の経営構造改善資金の融通制度にいたしましても、貸付期間が十五年があり十七年がありあるいは二十年があり、こんなに非常に近い期間で区別がついておる。それは一つ一つについて御説明を

もの二十年にそるえる。金利にしても、三分五厘、四分、四分五厘、それから今の補助残事業については、またそれにかぶつておる。制度そのものがだんだん細分化されて非常に複雑になつてきておる。こういうことを改めていかなければ、せっかくおやりになつたことがその効果を發揮できないのではないか。そうしてそのことは、はつきりグリーン・レポートにも書いてあるわけです。グリーン・レポートで見ますと、「貸付金の種類・条件はしだいに細分・複雑化の傾向がみられ、また系統金融機関との融資分野の調整等農林公庫資金制度自体の問題も少なくない。」こういう制度自体が非常に複雑になつてきておる。これは十年間これで改めないのだという方針だと言われますけれども、はつきり農林省自体、政府自体で、この報告で認めておるように何とかしなければならぬという段階にきておる。しかも今度のこの改正によつて個々の条件がよくなつたことはいいことだと思ひますけれども、しかしこれで指摘しておるような問題点は、一そう増大され、拡大されておる。これは何とかしなければならぬではないか。それを目をおつぷりになつてもうこのままでいくのだということだとすれば、私は、これは承知できないと思ひます。そうして、それ

○松岡(充)政府委員 御質問の御趣旨は非常に基本的な問題であるというふうに今伺ったのでございますが、確かに御指摘のように、今回の新制度をつくることによりまして、従来そうでなくとも複雑であった農林公庫の資金が一そう複雑になったというくらいがないわけではございません。また公庫と系統の関係、特に近代化資金等との分野の関係等についても、近代化資金制度を創設する際に一応整理をやつたのでございます。それが多少あいまいになつたという点を問題としてないわけではないのであります。それらの点については、今回の新制度を立案する際についていろいろな意見が出まして、われわれの内部におきましても十分な討論をいたしたわけであります。しかし一面におきましては、公庫の制度というものは、やはりできるだけ財政資金によつて条件のいい金を出して、普通の民間資金ではなし得ないようなものを出すように持つていくべきである。その場合には普通の金融機関ではないのでございますけれども、その融資の対象なりあるいは事業の性格によつて、できるだけ条件はそれに即したように持つていきたい。もちろん金利というものはそれが適正金利であるということを言うことはなかなか困難でございます。昨年、学識経

〔委員長退席、東海林委員長代理着席〕

○湯山委員　私は、御説明が納得できないのは、多少複雑になった、けれども借入れがもっと有利になればいいのだ、この原則はその通りだと思ひます。しかし、せっかくそういうことを

するのならば、もう一つ親切なやり方といえますか、その制度自体を整理していくということが伴わなければ、実際にはそういう複雑な制度があつても使えない。現に今お示しいただいた構造改善金融制度の要綱の中を見ましても、その中に、ただいまも問題になりました改良普及員の指導をうんと強化するということがございました。改良普及員の人は、今後の改良普及員の仕事の一つは農政をうんとよく勉強して、こういうところへはこういう資金がくるのだ、そういう農政面からの指導もずいぶんやらなければならぬといふことも言っております。ところが、こういうふうに複雑になってきますと、とてもこれを調べるのだとして容易なことじゃないと思います。そのことに追われて今度は実際の指導はさつきとまた関連しますけれどもできなくなってしまう。せつかくつくった制度が生かされなくなるといふようなことになったのでは角をためて牛を殺すのたぐいになるのではないか。ことにグリーン・レポートの中では、はっきりそれについては、こういうふうな複雑多岐になって細分化したものに就いてはあらためて考えなくちゃならぬといふことを指摘しておるわけですから、当然今過渡的にこういうふうな一部のものが頭を出した、からを突き破つたといふことは認められますけれども、ある部分は頭を出したが、それらにそろえて他のものも条件をよくしていつて整理をする、そういう作業を早急にやらなければならぬといふことを私は考えておるので、局長のおっしゃったように、これで一段落だといふふうには考えない方がいいのじゃないか。

いか、また考えては困るのじゃないか
というのを考えるわけですが、これ
はいかがなものでしょうか。

○松岡(亮)政府委員 まことにごもつ
ともな点でございますけれども、制度
を簡素化するという場合にはかなり大
きな再検討を十分制度全体につきま
して——これは何も今度の新制度に限り
ませんけれども、農林公庫の制度なり
あるいは近代化資金制度等を含めまし
て、全体の金利体系なり融資の分野と
いうようなものも考え合わせてやる必
要があるかと思ひます。そういう意味
におきまして、今後の重要な研究課題
であるというところは私も同感でござ
います。当面は、個々の内容をいじ
る、そういうことは避けた方がよろし
いのではないかと、こういう感じでご
ざいます。

○湯山委員 実は局長の答弁はその範
囲を出られないかもしれません。しか
し重政農林大臣は、御就任以来、農
漁業金融については相当思い切った大
胆な発言をしておられます。御存じの
ように、農地担保金融というものは今
度若干実現したようでございますけれ
ども、そういう問題とか、あるいはそれ
に関する債券の発行、こういうことも
新聞発表しておられました。それから
農地銀行といいますが、そういうこと
に農林金融の特殊な銀行をつくらう
ということも出ておりました。こうい
うことから考えますと、今局長の言わ
れた程度で一体農林大臣の考えている構
想が全部実現したのかどうか。もしこ
の程度のことであれば、それは個々の
ものについてはよくなったことには問
違ひありませんけれども、しかし今当
面緊急を要する、あるいは非常にたく

さんの資金を要する農林漁業関係に
これだけでもういいのだということばど
うしても考えられない。農林大臣があ
れだけの構想を発表されたのには今い
ろいろ長期にわたって検討しなければ
ならないというものもあつて、そうい
う検討も相当行なわれたのではないか
というのを私は感じるわけですが、
どうなんですか。そういうものと
抜本的な大きな構想についての検討は
省内ではなかつたのでございませうか。

○松岡(亮)政府委員 確かにかなり基
本的な問題に触れた指示があつたので
ございませう。今湯山先生の御指摘に
なつた点のうち、農地銀行あるいは独
立の金融機関をつくるということにつ
いては私も私にはお話しはございませ
んでした。債券発行の問題でございま
せんが、これは私も大いに研究をやつ
たのでございませう。それで一応の構
想として債券発行を農林公庫にも認め
るという方法も一応は考えたのでござ
います。今後ともさらに研究すべき問
題だと考えているのでございませう。た
だ当面は、農林公庫の貸し出し利回り
は非常に低いわけでありませう。一方、債
券を発行して調達いたしますと原資は、
現在の資金運用部資金よりはかなり高
いものになるわけですから、資金運用部
資金で十分まかなえるならば、さした
り債券発行は考えない方がよろしいの
ではないかと、むしろ安い原資を獲得す
るよう努力した方がよろしいという
ことは、現在の金融情勢におきまして
は、政府保証債にいたしましても一般
で募集することはなかなか困難でござ
います。かえつて農協系統の資金など
を当てにしまして、その農協の原資を
少し安くしてもらつて引き受けてもら

うというふうな無理なことも考えなけ
ればならぬということも考えま
して、むしろこの際は債券発行は見
送つた方がよろしいというふうな結論
に到達したわけでございます。それら
の問題を十分検討いたしましたわけでご
ざいます。

農地担保金融につきましても、農地
法の改正ということも申すまでもなく
大問題でございませうから、農地法全
体をどういふふうにしていくかとい
うことを考えた上でなければ、根本的な
結論を出すことはできない、金融の面
からのみ農地法をどうするということ
を考へるのは非常に無理があるとい
うことで、農地法には触れませんが、そ
の範囲内で今回の担保金融の考え方を
出したのでございませう。当初のよう
に後退したではないかと御印象
を持たれたようでありませうけれども、
経緯から申しますとそれなりの理由が
ある、検討してみなければ結論を出せ
ないという大問題ばかりでございま
す。こういうことになつておるのでご
ざいます。

○湯山委員 それじゃ今おっしゃつた
ような問題、これについては目下検討
中でございますか。これはもうやらな
いという結論が出ておるのでございま
すか。

○松岡(亮)政府委員 農地法を改正し
てやるということにつきましては、
さつき管理部長が申し上げましたよう
に、今農林省に農地制度研究会とい
うのを設けまして、小作料の問題ある
いは農地法全体は今後いかにあるべき
かというふうな問題につきましても、学
識経験者に御研究を願つております。そ
れから債券発行の問題につきましては

今回は見送りしましたけれども、これ
でやめたということではございませ
ん。今後の金利情勢等の動きによりま
して、再び取り上げて、検討と申しま
すよりも、実現するようにいたすとい
うことはあり得るのでございませう。

○湯山委員 それから農地銀行とい
いますか、これは全然話をお聞きにな
つておりませう。ただ省内での会議で
議題にならなかつたということなの
か、どうなんですか。その辺は、
○松岡(亮)政府委員 その辺のことは
内輪のことでございますが、農林省の
事務当局としては全然研究いたしてお
りませう。大臣からも特に農地銀行を
つくるというふうなことを事務当局に
示されたことは、当時私が責任者で
ございましてけれども、ございませ
ん。○湯山委員 そういたしました
と、今、農地銀行の問題は別として、
他の点については、そういうことを
やっていこうという考え方には変わり
はないし、今後検討して結論が得られ
ればやっていこうということではござ
います。そうだとすれば、当然私は今
回相当改正された農林金融の問題
過程においては相当変わつていくとい
うことが予想されるのではないかと
思ひますが、そういうふうな理解する
ことは間違ひでしょうか。

○松岡(亮)政府委員 農地法の問題に
つきましては、これはいろいろな研究
の結果によつて判断されると思ひ
ますが、債券発行については、
でき得れば今後実現するように努力
すべきことだということはおるわけ
でございます。そういうことは、かりに債
券発行の問題が表面に出した場合に

も、今回でも、実は先ほど申し上げ
ましたように、一応は今度の制度に
連しまして考えたらいでございま
すから、今回の制度の原資の問題として
出てくる問題でございまして、制度自
体が直接それによつて動く、こういう
ことにはならないと思ひるのであり
ます。

○湯山委員 制度自体という言い方に
よつてその内容が違つてくると思ひ
ますけれども、たとえば、さつきよ
と申し上げましたように、十五年、十
七年、二十年と、二年、三年区切りの
ところもある。あるいは五年区切りの
ところもある。しかし二年という差
を設けたからといって、十七年と十五
年の二年の差というものがこの制度の
上からせよ必要なものかというこ
とはちよつと考えられないのじゃないか
と思ひます。それについての説明を
すまなく求むるということでは、この際
も、直感的にそういうことは必要の
ないことだ。それから現在四分になつ
て、それを三分五厘にしたからとい
つて、それで不合理ができてくるとい
う筋合いのものでもないと思ひます。

こういうふうに見て参りますと、そ
ういふことも含めて制度という言葉
を私使つておりますので、そういう
に御理解いただきたいと思ひます。
が、今の簡素化していく、それから合
理化していく——私は合理化という
方がいいのではないかと思ひます
が、合理化していくという余地は
多分に残つてゐる。そういう合理化
することによつて、そのことが直ちに
農民へも有利な条件になつてくる、
そういう余地はまだたくさん残つて

ではございませんでしようか、どうでしょうか。

○松岡(亮)政府委員 そういうことでございすならば、私どもとしても今後改善すべき点がないというところは申し上げられないと存じます。特に基本的な金融制度を、農林中金なり系統を含めまして、農林公庫その他の金融制度を含めまして再検討するというような、かりにそういう事態が出た場合には、これはまた特にそうでございすが、そうでなくても現状を改善すべき余地はないということは私も申し上げます。

〔東海林委員長代理退席、委員長着席〕

○湯山委員 そういうことが行なわれた場合に、今より不利になるといふことは考えられないと思います。有利になつていくことになる以外にないと思うのですが、そうするとまた、あとからやつたものは有利であつて――先ほど安井委員の質問に対して、昨年やつたものについては適及しないのだということがございまして、有利な条件が今後出てきた場合に、やはり今おっしゃつたようにこれは適及しないのだという方針でいかれるのか。そうじゃなくて、同じような国の方針によつて行なわれた施策については、ただたまたま前後したといふことの違ひで適用される条件が違うといふことは、私は不合理だと思ひます。だからむしろさっきの御答弁は、実際においてそういう事態がないからそういう方針にしたのであつて、方針としては、さかのぼつて有利な条件を適用する、あとで出てきた有利な条件は前にやつたものにも適用する。それが

たまたま今年度の場合には該当するものがないから適用されないのだ、こういう考え方にしないでいただかないと、今後全体の問題を通じて、これは先にやろうと思う者が足踏みをすると、そういうことになるのではないかと思います。

○松岡(亮)政府委員 これは先ほどの御答弁のように結果的に同じですから、それは議論は別として、ものの考え方としては、先にやつた者が不利であるいは不利であつて、あとからやつた者が有利になる、そういうことがないようになつていくのが原則で、たまたまこれに適用しないのはなくして、この事業についてはこれ以後のものには適用する、こうやつたからといつて、ちつとも結果において変わらないわけですから、そういう方針に改めていただくことが妥当ではないかと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○松岡(亮)政府委員 これはいろいろな場合が想定されるわけでありまして、仮定でものを申し上げるのは適当でないと思ひますが、たとえば一般の貸付資金は、非常に一般的な場合ですと必ずしも適及する必要はないと思うのですけれども、これは世の中が漸次金利が低下する方向で低下していった場合、さかのぼつてやるかどうかというような問題に関連して参ります。しかしさっき問題になりましたような構造改善事業推進資金のような、政府として特に重点を置いて農家に一定の見通しを立てて事業を進めてもらうというようなことで、農家が進んで先によつた、そのために不利をこうむつたといふようなことは、これは避けなければならぬ性質のものでございす。こ

れは不公平のないようにするのが当然であると思ひます。

○湯山委員 今局長のおっしゃつた通りでございすと思ひます。私も、たまたま条件をつけないで一般的なお尋ねをしたので悪かつたのですけれども、以前に農林局長にお尋ねした場合には、構造成造事業についてそういうことのないようにといふことをお願いしたわけで、ただ先ほどの場合は、やらないことが建前だ、適及しないことが建前だ、安井委員の構造成造事業に対する御質問ではそういう御答弁があつたわけですから、これは訂正していただいて、たとえば本来そういう構造成造事業、今おっしゃつたような条件の場合には適及することが建前だといふように、これは形式的なことになるかもしれませんが、御訂正願つたらどうだろうかと思ひますが、いかがなものでしょうか。

○松岡(亮)政府委員 考え方としては御指摘の通りだと思ひます。

○湯山委員 考え方というが、農林省の考えはさうだ、こういうふうにとつてよろしいのでございすか。

○松岡(亮)政府委員 さようでございす。

○湯山委員 今の点は太へんよくわかりましたし、大へんけっこうだと思ひます。

そこで、先ほど来いろいろお尋ねしてきたわけですが、債券の問題が出たところには貸付条件をそろえるためには資金面にもいろいろな検討が要するといふことでもございしましたが、ここで一応お尋ねしておきたい点は、この近代化資金あるいはその他の系統金融なり制度金融で資金の需要とそれに対する

充足、それはどんなふうになっておるでしょうか、最近の統計で一つ。

○松岡(亮)政府委員 農業近代化資金の需要とそれに対する貸し出しの実績でございす。これは三十六年度から始まりまして、三十六年度については実績が一応出ておりますが、それによりまして、三百億の資金を設けたのでございす。この制度を始めたのが年度途中でありました。二百八十億の貸し出しの実績にとどまつております。それから三十七年度につきましては、今、年度途中でございす。おおよそ順調に貸し出しが進んでおりまして、年度末までにはほぼ満額になるのではないかと、こういうふうに見ておるのでございす。

○湯山委員 これは三十六年度については資金需要も二百八十億しかなくつた、こういうことではなかつたかと思ひます。三十七年度については、満額貸し出すといふことは、それ以上に資金の需要があつたといふふうに解釈していいと思うのですが、大体どれくらい希望があつて、その中で貸さないで査定によつて落とすといふのはできると思ひますが、その割合などはわかりませんでしょうか。

○松岡(亮)政府委員 これは需要がどのくらいあるかといふのは非常にむづかしい問題でございす。一応、局を通じて要請が出て参りましたのは、三十七年度のワケは果に一応のワケを示しまして、それによつて不足したところと余つたところと実は両方あるでございす。それでつい先般再調整いたしました、大体五百億のワケでほぼ一ぱいである、こういう状況でございす。

○湯山委員 当初各府県がでんでんばらばらに出して参つたトータルはございせんか。

○松岡(亮)政府委員 当初の県の要請額は五百十億ぐらいであつたのでございす。

○湯山委員 それから今度は制度金融の方ですが、これは希望がどれくらいあつて、それに対して全体のワケでどれくらいが応じられておるか、これはわかりませんでしょうか。

○松岡(亮)政府委員 昨年の末ごろの状況で農林公庫の資金でございす。これは例年そうであるのですが、大体ワケに対して四〇％くらいの貸付決定の実情でございす。農業関係は御承知の通り農閑期に仕事をやるとか、あるいは融資の申請が出るという傾向で、やはりどうしても年度の後半になる傾向がございまして、例年こういう傾向をたどつておりますが、たとえば土地改良資金の三分五厘等の資金につきましては、今年度はむしろこちらかといへば幾らか余裕がある、こういうようなこともありまして、大体本年度七百十億円のワケでございす。それで一ぱいではないかといふような見込みでございす。

○湯山委員 それからこの原資の関係ですけれども、これで見ますと資金運用部からのものと、それから主として簡易生命保険、郵便年金、こういう関係の多いようでございす。これは推測でございすけれども、一体農家が簡易生命保険あるいは郵便年金というふうなものにどれくらい毎年金を納めてゐるか、おわかりになれば一つお教え願ひたいと思ひます。

○松岡(亮)政府委員 これは推定でございますけれども、農村関係の郵便貯金は一年度の増加額、これは三十六年度中における増加でございます、三百十億圓くらい、純増でございます。それから簡易保険の方は八十四億圓くらい、そのほかに国民年金が十四億圓くらい、これは推定でございます。

○湯山委員 というようなことをお尋ね申し上げるのは、今の傾向からいけば借入金が増えだんだん多くなつてきています。そうすれば当然今の簡易保険、郵便年金からの借り入れもあるでしょうし、資金運用部資金の中にもそういうものが含まれておると思いますが、そういうところからの借り入れというのはほとんどふえていかなければならないと思うのですが、そうすると、そういう原資について政府は将来あまり長く先のことは言えないとしても、特に構造改善事業を進めていくという中では一体どれくらい出資をすることになつておるのでございますか、この辺は大蔵省ともお打ち合わせになられた点だと思ひますので、お伺ひいたしたいと思ひます。

○松岡(亮)政府委員 郵便貯金なり簡保あるいは国民年金のうち、どれだけをこちらにもらうということは、原則はきめておりませんが、毎年度におきまして財政投融資計画全体の中で、できるだけこちらにもらうようにやつておるわけですが、ただその場合に、こういう借入金よりも出資をふやすことが重要でございます、利子を下げる観点からいいますと、出資の確保が投融資計画のワク内で非常に重要なわけでございます。来年度の財政投融資のワクの中では農林公庫関係が全体の

財政投融資のワクの伸びよりも相当上回つて伸びております。これは全体が八百七十億圓ですから相当伸びたわけでございますが、特にその中でも出資の増加が著しいのでございまして、全体のワクが二〇%伸びた中で出資は七〇%以上伸びたということであります。そういうことで、来年度につきましては出資は相当確保いたしたつもりであります。

○湯山委員 その点はよくわかりました。特に出資が一七・二%というふうになつておりますので、それは大へんけっこうだと思ひますけれども、これで三十九年度以降も約束がなければならぬと思ひます。三十九年度以降の出資のことについてはどうなつておるのか。特にこういうことと関連してお尋ねした方がいいかと思ひますのは、所得倍増計画の中で投融資計画十六兆としたか、その中で農林関係は一兆幾らというふうなのが所得倍増計画の中にございまして、それらとの関連において三十八年度はこういうふうな二百六億でございますか、二百億以上の出資がある。ではそれ以後ずっと長期にわたつて計画的にどの程度の出資が見込まれておるのか、これはいかがなものでしょうか。

○松岡(亮)政府委員 それは財政投融資計画が今後だけ伸びるかというものの想定が立つておりませんのと、こちらの方も新制度はもちろんでございしますが、公庫の全体としまして今後どれだけ伸びるかという点につきましては明確な想定ができていないのでございします。これは所得倍増計画で一兆圓の投融資ということを決められたものではございしませんで、一応の参考

としてそういう数字が出たことはございしますけれども、今後十年にわたつてどのくらいの投融資を必要とするかという点を明確に定めたものがございせんので、三十九年度以降どれだけもうという約束はございせん。

○湯山委員 それは私は非常に重要な問題だと思ひます。と申しますのは、所得倍増計画はきめたものでないといふことではございしますけれども、実はこれは閣議決定になつておつて、必要があればふやすのだといふことはいつておられたと思いますが、一応の計画になつておると思ひます。そして決定も明らかに関議決定になつておるわけですから、それはそれとして三十九年度以降の見通しが全然ないといふことになれば、現在若干の手直しによつて前進した部分もあと返りするおそれがあるし、それから今の資金の見通しがつかなければ二・五厘、四分というふうな金利も維持できないというふうな事象も起こりかねないと思ひます。ことに先ほど申し上げましたように年限等について十七年というふうなものは二十年にするとか、あるいは四分の二も将来三分五厘にするとか、そういうことも考へていつた場合には、当然政府の出資の確保は、それは金額で幾らというところは言えなくても、ある程度将来にわたる見通しができていなければ、せっかくここでやつても、それは線香花火になるし、将来この条件は悪くなるという心配さえもできてくるわけですが、それらの点についてはどのようになつておるのでしょうか。

○松岡(亮)政府委員 それにつきましては、どういふ政府金融機関につきましても、何カ年計画とかそういう形のものはないのでございします。農林公庫につきましても、過去十年くらい事業をやつて参りましたが、年次計画といつたような性格のものはないわけでございます、特に予算に關連いたしませんものは継続費といつた制度もございまして、今の財政法の建前からいいますと長期にわたる約束はいたしかねるわけでございますが、しかし今までの例からいいますと条件を悪くしたという例はございせんし、特に今回の新制度につきましては、条件は別表の第二という新しいのを設けまして、金利については一義的に法律で定めておるわけですが、従来の別表の第一には何分以内とかそういうふうな幅のある規定であつたわけでございますが、今度は一義的に法律で定めます。それから貸付の期間は、何年以内でございしますけれども、そういうふうに別表にいたしまして、法律で定めることにいたしておりますから、条件が現在より悪くなるということは全然考へられないのであります。

○湯山委員 この問題は、私は大蔵省へも聞かなければわからない問題でもあるし、それから大臣のこれに対する見通し、それから大臣自身はもつと大きな構想を持つておられたようですから、そういうものとの関連においてお尋ねしなければならぬ点があると思ひますので、これは委員長にお願ひしたいのですけれども、今のようないつてきまして大臣に質問する機会をつくつて下さいようにお願いいたしますと思ひますが、いかがでしょうか。

○長谷川委員長 はい、かしこまりました。

○湯山委員 その次にお尋ねいたしたい点は、先ほど制度自体の問題、これは簡素化してもう少しそれについて類型化していくという必要があるといふことを申し上げたのですが、それと同時に、同じような事業に対して近代化資金も出るし、それから公庫からも出るといふようなことがかなり今度ふえてきておるのではないかとすることが目につきます。これはおやりになる方ではどういふ区別ということはおわかつておるし、その条件も同つておるからそれでいいじゃないかといふことも言われると思ひますけれども、公庫法の建前からいって、そういう同じような事業、同じような性質のものに両方から融資するというようなことは、これは好ましくないのじやないかと、これがどうなんですか。

○松岡(亮)政府委員 確かに農林漁業金融公庫法の第一条の目的におきまして、「農林中央金庫その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする」という規定がございまして、農林公庫の役割は系統資金なりそういうもので十分に果たせないものを補充してやるというのが農林公庫に限らず政府の金融機関の役割であらう、こう思ひますのであります。そういう趣旨から、従来近代化資金制度をつくりました際には、農林公庫から個人施設あるいは共同利用施設で十分系統資金でまかなえるものはそちらにわたつてございしますが、今回農業構造改善推進資金と畜産経営拡大資金について、それと近代化資金とたしか重複するようなのが公庫資金としてあげられたのでございします。こ

これは、農業構造改善資金の方は現に近代化資金でやっておったわけでございませうけれども、さつきも午前中申し上げましたように、今非常に地域的に農協の信用事業の状態にアンバランスがございまして、構造改善事業はそういうことにおかまひなしに、どこでも進めていかねばならぬ。しかも計画的に三カ年以内で事業をやるといふことを要請しておるわけでございます。ところが末端の農協にいきますと、必ずしもそれだけの資金需要に応じられない、あるいはその村の事業で特定の人々にだけ集中して組合の資金を貸し出し得ないというような事情のところがあるわけでございまして、特に農村地帯にそういう傾向がございまして、そういう関係で、これは一つには近代化資金では十分にその機能を果たし得ない計画的な政策的な金融であるということ、今度の新制度に入れたわけでございまして、特に条件緩和もございまして、それから畜産の関係につきましまして、これは近代化資金におきまして今後においても貸し付けていくわけでございまして、一方、最近の酪農なりあるいは和牛経営の実情からいまして経営を大きくして、それに必要な施設は十分に持つた経営で生産性の高いものをつくっていく必要がある。それには相当な投資が必要でございまして、私どもの推定では最高二百五十万、平均して百五十、六十万くらい要るだろう、こう見ておりますが、一農協で特定の人にそれだけ貸すのはなかなか困難だ。と同時に、今回の資金は、全体として貸し出しの期限を相当延長しております。ところが系統資金は、それほど長い回転ができない資金でございまして、大体近代化資金につきましても、平均しまして七、八年くらいに回転しておるわけでございまして、今度の資金では二十年とか二十五年という貸付でございまして、どうも近代化資金はその意味でもあまり適しないといふことから公庫資金でやることにいたしましたわけでございまして、

○湯山委員 個々の具体的な事情はよくわかりません。けれども私がお尋ねしておるのは、今のうちに相当複雑になつてからみ合つてきているので、それがまた今回一そうからみ合いが大きくなつてきている。そこでたとえばどちらか一本にして、しかも法律の建前もそうなんだから、その法律の建前に合ふようにする努力がなされれば、これは道はあると思ひます。近代化資金ができませんときに私當時の局長にお尋ねしたのは、単協のそういう貸付の能力というのとはとても小さい、それじゃ困るじゃないかというのを、お尋ねしたら、そういう大きいものを、単協の手には合はぬものについては、県の信連の段階で見えていくようになる、それから中金の方から手当てできるといふようなことで、そういう心配はないようにすること、ということをお尋ねしたのは、先般のことでございます。ところが今度は、今のような理由で法律の精神をある意味では無視して、今のような措置をおとりになる。これでは全く一貫性がなく、一体そういうことでほんとうにできるのかどうかという心配も起るわけですね。そこでこの辺のこともう一ぺん整理し直す必要があるのじゃないかというのを私は感じるわけですが、それはいかがなものでしょうか。

○松岡(亮)政府委員 農林公庫の目的なり性格なりを無視するといふか反するといふふうには私ども考えておりません。やはりこれは純然たる政策金融という性格のもので、しかも計画的にやるといふことからして、なかなか民間資金では、系統資金によりまして十分にその目的を達成できないものといふ意味で公庫資金にいたしましたわけでございまして。しかし御指摘のように融資の分野というものを形式的に考えますと、これは性格も条件も違ひますけれども、同じようなものが二つの系統から出る。人によつては、それは重複してもいいじゃないか、農家はどつちからでも借りられた方がいいという意見の方も相当ありますけれども、しかし特に政府機関というものは補充的な役割を果たすべきだといふ考え方からいへば、その辺にあまり重複が出ないようにした方が望ましいといふことも考えられますので、これは将来農業金融制度について基本的な再検討をするような機会が参りましたならば、あるいは問題とすべき点であるか、かように考えます。

○湯山委員 将来そういう時期がくれば再検討すると言われるのではなく、今もうすでに再検討の時期がきているといふふうには考えることの方が妥当ではないかと思ひます。というのには、先ほど申し上げましたように、グリーン・レポートにおいてもいろいろこういう問題があつて、こゝで問題指摘されたものは、当然次に対策を出されなければならぬわけですから、そうすると、将来そういう機会がくればという仮定の条件ではなくて、もうそういう問題については検討する、近代化資金等についても、確かにそれは補助対象事業ならばどういふことはありませうけれども、そうじゃなくて、構造改善そのものがすべてが国の政策によつて行なわれている。そうしてその中が今度区別されている。これはその方がむしろ不自然であつて、今言われるようなことでしたら近代化資金、構造改善関係のものすべてを制度金融に当然移すべきだ。これはそういうことにしたからといって決して悪くないと思うのです。そういう考えはできると思ふのですが、どうなんですか。

○松岡(亮)政府委員 構造改善関係で、近代化資金で残りましたのは農協の共同利用施設だけでございまして。農協の共同利用施設は農協自体がつくるものでございまして。農協は大体自己資金を相当持つておるといふようなこともありまして、これは系統資金で、自分の金でやつていいんじゃないか。農協自身の事業でございまして、そういう意味で残したのでございまして。

○湯山委員 今の問題を含めて、構造改善に関連した他の事業も相当あると思ひます。それができなければ構造改善事業は進まないといふようなものもありますから、今おっしゃつたようなそういうことだけでなく、全体を含めて構造改善の事業及びそれに伴ういろいろな事業、そういうものは制度金融で取り上げていくという考え方も成り立つと思ひますので、そういうことを含めて、私はやはりなるべく早く制度全体についての検討をしていただきたいといふことを強く要望したいと思ひます。

○松岡(亮)政府委員 農林公庫の目的なり性格なりを無視するといふか反するといふふうには私ども考えておりません。やはりこれは純然たる政策金融という性格のもので、しかも計画的にやるといふことからして、なかなか民間資金では、系統資金によりまして十分にその目的を達成できないものといふ意味で公庫資金にいたしましたわけでございまして。しかし御指摘のように融資の分野というものを形式的に考えますと、これは性格も条件も違ひますけれども、同じようなものが二つの系統から出る。人によつては、それは重複してもいいじゃないか、農家はどつちからでも借りられた方がいいという意見の方も相当ありますけれども、しかし特に政府機関というものは補充的な役割を果たすべきだといふ考え方からいへば、その辺にあまり重複が出ないようにした方が望ましいといふことも考えられますので、これは将来農業金融制度について基本的な再検討をするような機会が参りましたならば、あるいは問題とすべき点であるか、かように考えます。

○湯山委員 今の問題を含めて、構造改善に関連した他の事業も相当あると思ひます。それができなければ構造改善事業は進まないといふようなものもありますから、今おっしゃつたようなそういうことだけでなく、全体を含めて構造改善の事業及びそれに伴ういろいろな事業、そういうものは制度金融で取り上げていくという考え方も成り立つと思ひますので、そういうことを含めて、私はやはりなるべく早く制度全体についての検討をしていただきたいといふことを強く要望したいと思ひます。

○松岡(亮)政府委員 農林公庫の目的なり性格なりを無視するといふか反するといふふうには私ども考えておりません。やはりこれは純然たる政策金融という性格のもので、しかも計画的にやるといふことからして、なかなか民間資金では、系統資金によりまして十分にその目的を達成できないものといふ意味で公庫資金にいたしましたわけでございまして。しかし御指摘のように融資の分野というものを形式的に考えますと、これは性格も条件も違ひますけれども、同じようなものが二つの系統から出る。人によつては、それは重複してもいいじゃないか、農家はどつちからでも借りられた方がいいという意見の方も相当ありますけれども、しかし特に政府機関というものは補充的な役割を果たすべきだといふ考え方からいへば、その辺にあまり重複が出ないようにした方が望ましいといふことも考えられますので、これは将来農業金融制度について基本的な再検討をするような機会が参りましたならば、あるいは問題とすべき点であるか、かように考えます。

○湯山委員 今の問題を含めて、構造改善に関連した他の事業も相当あると思ひます。それができなければ構造改善事業は進まないといふようなものもありますから、今おっしゃつたようなそういうことだけでなく、全体を含めて構造改善の事業及びそれに伴ういろいろな事業、そういうものは制度金融で取り上げていくという考え方も成り立つと思ひますので、そういうことを含めて、私はやはりなるべく早く制度全体についての検討をしていただきたいといふことを強く要望したいと思ひます。

地についてのみ小作地所有の制限規定の除外をいたすといふごく限られた範囲の法律適用の除外をいたすのでありますから、これは全面的な権利移動制限の除外規定をいたす場合とはおのずからその法律の性質においても異なりまします、また農林漁業金融公庫という公的な農林漁業に対する金融機関であるといふこと、従って農林大臣の監督も強く及ぶ機構であるという点に着目いたしまして、施行規則の改正によつて除外規定を置くことは農地法の精神違反といふことにはならないといふような結論に達しまして、農林省として規則の改正によるということにいたしましたのであります。

○湯山委員 それで大体わかりました、私がお尋ねしたのはこういう趣旨を含めてお尋ねしたわけですが、それは、先ほども問題になりましたが、他の機関、たとえば銀行だとかあるいはそのほかの金融機関、そういうものに将来これと同じような措置がとられるおそれがあるんじゃないかという安井委員の質問がございまして、そういうことは万々ないだろうということでございますが、これがもしこの場合と同じように省令等でなされるということになれば、万々ないと言われたことがもし何かの拍子であり得る可能性がある、それがこんなふうに手帳に省令の改正といふことでやられるということになれば非常に重大な問題であるといふことでお尋ねしたわけですが、そうすると政府機関あるいは公庫のようないはそれ以上に密接な政府機関、その場合はこういう措置をとることがあるかもしれないけれども、そういう場合以外は当然法改正によるべきだ、こういうふうに理解してよろしいんでございませうか。

○榎垣説明員 ただいまの御説明で大体の考えを申し上げたつもりでございませうが、若干補足を御説明申し上げます、農林漁業金融公庫という農林漁業の振興のための公的金融機関という点、農林大臣の直接監督下にある機関であるという点に着目しまして、権利移動の統制やあるいは小作地所有の制限の本来の趣旨に反するようないは規定によつて除外例をいたしたいといふこととございませう。従いまして、単に政府の監督の及ぶ公的な機関であるといふことだけでは、直ちに同列に論ずるわけにはいかないと思つたのでございまして、農林省としましては、農林漁業金融公庫以外の機関については、おおよそ省令でこういう除外規定を設けるというところは考えておりません。いゝわんや一般の市中金融機関について、省令によつて公庫に對しまして今回措置すると同様のことを考えるといふことは、全く考えておりません。

○湯山委員 それじゃもしそういう事態が起きたときには、当然法改正をしなければならぬ、こういうこととございませうか。

○榎垣説明員 御質問の通りに考えております。

○湯山委員 今の御説明の農林金融公庫に限るといふことも若干疑問があると思ひますけれども、これは御説明ですから承つておくことにいたしまして、この落札した土地は、先ほどもちよつと御説明があつたかと思ひますけれども、公庫はこれをどうするわけですか。

○榎垣説明員 競売に付しまして、競落資格を持つ人の間で適当な競落価格が成立しないという場合に、公庫みずからが競落人として競落をいたすわけとございませう、競落すると直ちに他の農地法上適切な買受人を見出すといふことは困難な場合が多かろうと思ひます。従いまして、そのような買受人の出現を待ちます、短期間の間は、これは公庫のみならず保有をいたしまして、しばらくあるべき耕作を見出して貸貸借なりあるいは使用貸借なりの権利設定もしくは農協協同組合の信託に付すといふような措置をとる必要があると思ひます。

○湯山委員 それでまだ問題が残ると思ふのです。今おっしゃつたように、適当な公庫が落札しなければならぬといふことは、よほど条件の悪い場合です、それから、そうすると農協に信託行為で売り渡しあるいは貸付をしてもらふ。農協の場合も、あの法律審議のときにお聞きしたならば、大体その期間は一年間だ、一年たてばもうこれは農協の方も投げ出すのだ、こういう御説明がございまして、そうすると農協もそんなに何年も持つわけに参りませんし、一年たつても農協はどうにもならないといふことになるれば、公庫はまたそれをかかえなければならぬといふことになるわけですが、そういうことになつてはたしていいものかどうか、これはどうなんですか。

○榎垣説明員 一年間の信託に付しまして、なお買受人が現れないといふような場合には、これは農協との間で重ねて信託の契約を更新することも私はあり得ると思ふのでありますが、またその間に今は買えないけれども、し

ばらく貸借をした上で買いたいといふような人の現われることも予想されますので、信託ないし農地法上の小作権の小作契約といふようなものによりまして、できる限り早い機会に自作農創設の趣旨に基づいた売り渡しができるように公庫も努めるであらうし、私もそのように指導したいと思つております。

○湯山委員 これは少し念入りにお尋ねしておきたいと思ひますが、今の信託行為のときにお尋ねしたのは、農協自身がそういうふうな土地を信託されて売り渡す、あるいは貸付する、そういうことをやってもなかなかできない場合、年数が重なるほど農協自体の負担が多くなつてくる。まさか人を雇つてつくらせるというわけにもいかないだろうしといふようなことで、農協は困るんじゃないだろうかといふことをお尋ねしたら、それは期限は一年、一年たてば信託した人に返す、条件を白紙に戻すんだという御説明があつたわけですが、これは私はごもつともなことで思ひますし、そうだと思ひますが、そうすると再契約といふことも、農協は買手がいない、借手がいないという場合には、相当管理していくのに負担になるわけですから、そういう費用をどこから見る、あるいはその埋め合わせをするといふことがなければ、再契約も、いいところは売れるわけですから問題ないわけですが、非常に条件の悪いところで再契約をすることになると、農協もなかなかうんと言われないだろうと思ふのです。そういう点についての御配慮があらくなるかどうか。

○松岡(亮)政府委員 確かにそういう事例も起こり得ると思ふのでありますが、今の信託規定からいいますと、信託契約に基づいて入つて参ります小作料、そういうものは受託者が当然にその中から必要な経費をとるといふことができるわけでありませう。またそれでも農協が受託しないという場合は、あらためて使用貸借なり短期貸借なりといふことで管理するといふことになつてと思ひます。

○湯山委員 そうすると、今の御答弁は、全部の農協が信託行為を決定したといふ前提に立つておられますけれども、やつてないところが多いんじゃないかと思ひます。

○榎垣説明員 御承知の通り、農地法及び農協法改正をいたしまして、農地の農協による信託制度が制度上確立しましたから、現在のところ、全国で農協に定款を改正しまして信託規定を設けておりますところは、きわめて少数でございませう。ただ、今後信託の制度に関する普及指導に当たつて参るわけでありませうが、順次整備されていくものと考えております。

○湯山委員 これは榎垣部長のお話を信頼するしかございませぬので、一つそういうふうにいまして……

それから競売するのは、どういふ条件になつたときに競売に付するわけですか。

○松岡(亮)政府委員 これは農林公庫でございませうから、できるだけ競売にはしないように、可能なだけ償還期限の延長をやるとかといふような措置をとつて、競売といふような事態には持つていかないよう指導して参りたいと思ひます。

思います、どうしてもできないという場合は、やはり相手方の信用の状態によりますけれども、履行不能に陥っている、こういうことが確定的になりましければ、やむを得ず競売に付することになると思います。

○湯山委員 この条件というものは相違はつきりさせておく必要があるんじゃないかと思ひます。たとえば据置期間中は問題ないとして、償還期間に入つて何年か滞納するとか、あるいは金額にして何割滞納するとか、そういう条件がなければ、これはその当事者の計らいで、今おっしゃつたままではたし局長のおっしゃつたのは好意的にそうしようということですから、必ずしも人間のやることですから、必ずしもそういういかにもしれません。その土地がほしいというのがある、よしそれならあれだけ滞納しているんだから、一つ競売にしておれがとつてやろうというように今も今後相当出てくると思ひます。ことに道路ができるとか、あるいは工場ができるとか、そういうことが早く耳に入る人と入らない人とありますから、悪用されるおそれもあるかと思ひます。この条件は、今おっしゃつたように、できるだけそういうふうにならないように延長するとか何とかいうのはなくて、はつきりおきめになる必要があるのです、いかがですか。

○松岡(亮)政府委員 据置期間中はもちろんでございますが、年賦償還に入つてからも、一回履行滞滞があつたからといってすぐ執行するというようなことには持つていかないようになつたと思ひます。できればそこには最低の基準くらいはつくりまして、最

低基準以上の履行滞滞があつても、人によつてはさらに猶予するというような方途を講じた方がよろしいと思ひます。

○湯山委員 これはおやりになるかならないかです。おやりになるとすれば、単に行政指導というのではなくて、何か省令とかそういうものによつておやりにならないければ権威がないと思ひます。そういうものによつておきめになるおつもりなのかどうか、伺ひたいと思ひます。

○松岡(亮)政府委員 それは必ずしも省令であることを要しないと思ひます。農林大臣は一般的監督権も持つておりますし、業務方法書等も持つておりますので、何らかそういう認可を受けた基準でやるということは今後検討したいと思ひます。

○湯山委員 検討するということ意味は、つくるといふ意味でございますか。つくるといふ意味でございませう。つくるかつかないかを検討するということか。

○松岡(亮)政府委員 どういう方法で基準を、つまり業務方法書でやるか、あるいは別に農林大臣の承認を受けたものでやるか、そのやり方については十分検討したいと思ひます。

○湯山委員 これはぜひつくりたいと、それに伴う弊害、悪用というものは、私は現在の地価の動きを見ておつて必ず出てくると思ひます。ですから早急におつくり願ひたいと思ひます。それから、さつきもお尋ねがありましたが、この担保としての価格は公庫がきめるわけですか。

○松岡(亮)政府委員 それは具体的にこの土地を幾らで評価するかというところは、公庫に定めてもらひます。

○湯山委員 公庫は何を基準にしてきめるのでございませうか。

○松岡(亮)政府委員 その評価の基準につきましては、これは農林公庫の自主的な判断が相当加わるものと思ひます。が、基準としては、できるだけ行政の承認を受けたやり方をしてみたい。

○湯山委員 その基準の内容を、はっきりしたものでなくとも、今の金融公庫がやる場合、評価の基準というものは大体こういうことを内容とするものではないかと思ひます。

○松岡(亮)政府委員 これはさらに入念に十分研究したいと思ひます。が、現在考えておりますのは、通常一般に農地の担保評価の事例から見ますと、大抵時価の五割から七割くらい、戦前勧銀あたりが評価しております。したのも大体五割くらいに評価しております。五割から七割くらいに評価していただくか、かように考えております。

○湯山委員 農林省が公共事業をおやりになる場合とか、建設省が公共事業をおやりになる場合、いろいろそれぞれにこういう場合の土地評価の基準がございませう。それと関連づけて考えていく必要があるんじゃないか。つまりそういうものを一本化するということではないと、これまで評価する人の計らいが、相当主観的なものが影響するおそれがあると思ひますが、そういう点についてはどのようにお考えで

しうか。

○松岡(亮)政府委員 公共事業の評価がどうなつておるかという詳しい点は農地局からお話しを願ひますが、それぞれの評価の目的からいひまして、必ずしも一致してはならないということにはならないんじゃないか、かように考えるのであります。公共事業などで用地買収のときの評価につきましては、農地自体の時価のほかに、生活保障とか、そういうようなものを含めた評価が行なわれる場合もございませう。その辺は必ずしも一致する必要はないんじゃないかと思ひますが、

○湯山委員 これは非常に重要な問題を含んでおります。今おっしゃつたのは、農地法の改正も農林大臣の監督下にある、そこで農林大臣がこれについてはかなり指導ができるということでおやりになつたわけですから、農林省がいろいろの場合土地評価をするその基準と、この場合とがあまり違つたということになれば、またそれで悪用されるということもあるし、それから農民に非常に不利な場合もできてくると思ひます。何といつても土地担保でやるというふうなことを公にできるのは、実際にはこれしかないわけですから、その場合には安心して評価に従えるような基準なり何なりがなければならぬと思ひます。そうすると同じ農林大臣が公庫の評価はこうだ、公共事業のときは評価はこうだ、生活保障の場合には、たとえば家が引越したとかそういうものは別ですが、ただ土地そのものを評価する基準というものは私はそんなに変わらないと思ひますが、これはどうなんですか。

○松岡(亮)政府委員 評価の基準になりますと、価格自体はできるだけ客観的に把握できるものがないと思ひます。それはやはり売買事例価格とか時価として明瞭に出てくるものが評価の基準となる価格になるかと思ひます。もしそういうものがないければ、やはり類地の価格等を参照して、必要によつては鑑定人等を依頼しましてきめていくのが適当であると考えております。公共事業関係の評価とこれが一致しなければならぬというのはさつき申しましたような理由もございませうが、担保として徴しました土地については二十五年というふうな長期の運用がなされていくわけですから、二十五年間農地価格というものが現在の時価でそのまま推移するかどうかという点等も考へて、それに一定の係数をかけて判断していく、こういうことになるのではないかと思ひます。

○湯山委員 おっしゃる通りです。私が申し上げるのも金額が同一であるというのを申し上げているのじゃなくて、同じような基準によつてなされる、ですから年限がそうならばそれはそれをおかけになるのもけっこうだし、出てきたものの五割を担保力と見る、これもけっこうだと思ひます。七割を見るか五割を見るか、それはそれで一定すればいいと思ひます。ただ、今の基準が違えば非常にむづかしい問題がでますから、そういうことについては何か不服な場合、どうしたつてこの土地はこれじゃいけないという場合に異議の申し立てとか、あるいはそれに伴つて第三者を含めてそれを受理して公平に裁定するような機関、

そういうものをおつくりになる計画が
おありになるかどうか。

○松岡(亮)政府委員 これは私法上の
関係としては抵当権の設定は任意規定
によるものでありますから、異議の申
し立てとかそういう行政的な争訟の対
象にはならないと思います。後日評価
価格が上がった場合にもっと評価を上
げてくれとかそういう点で、ごくまれ
な場合だろーと思ひますが民事訴訟に
なる場合があると思ひます。そのほか
は契約をする際に当事者同士が満足す
るかどうかによつて合意が成立する
ものと考えます。

○湯山委員 そこに問題がある。先ほ
どの問題に返りますけれども、部長の
方にお尋ねしたように、法律によるべ
きか、省令でいいかというときに、こ
れは農林大臣の監督下にあるので特に
このものに限つてはそういう農地法の
改正というのは必要はないんだ、こう
いうことですから、それはそれで了解
したわけですが。そういう特殊なケース
ですから、一般のいわゆる抵当権の問
題とは問題を切り離してやらないと、
今のような省令でそういう監督下に
あるという意味でこういう措置をとられ
たこととまた離れていく、こういう保
護のワケからはずれていく、こういう
ことになるといいかと思ひます。

ですからこの場合もそういう公平など
いいいますか、農林大臣の意思を含んだ
調停機関なら調停機関、そういうもの
があつて、それに従つてやれというこ
とを大臣は公庫に対して命令できるは
ずですから、そういう何か公平なもの
の、あるいは不当だという場合にそれ
を受けとめてやるものをつくる必要が
あると私は思ふのですが、いかがなも

のでしようか。

○松岡(亮)政府委員 そういうふう
に当事者の間で評価に意見の相違がある
場合には、やはり第三者の鑑定にまか
せるといふ方法をとるのが穏当ではな
いかと思ひます。まあ常設の機関とし
て調停委員会というふうな機関を設け
まして、なかなかそれが、全国のこと
でございいますから円滑に運用ができ
るかどうか、むしろ専門家であります
鑑定人を依頼する方がよろしくはない
かと思ふのであります。

○湯山委員 そういうことの必要はお
認めになられるわけでございますね、
いかがですか。

○松岡(亮)政府委員 その必要はある
かと思ひます。と同時に、借受人は弱
い立場にある場合がございいますから、
一般の金融機関とは別に、公庫のよう
な場合には少なくとも最低の保証を与
える、そういう措置が必要ではないか
と考えます。

○湯山委員 これは、たとえば町村長
でもいいと思ひますし、何かそういう
弱者の保護というか、安心できるよ
うな体制をぜひおつくり願ひたいと思
ひます。

最後にお願いしたい点は、さつ
きの銀行等が近代化資金の融資ができ
る、こういうことに関してございま
すが、これは地銀等という中には、種
類としてはどういふものが含まれるわ
けでありますか。

○松岡(亮)政府委員 相互銀行と信用
金庫を考へております。ただし信用金
庫については、もう少し検討されてい
ただきたいと思つております。

○湯山委員 その場合は、たとえば一
府県一機関とか、そういう制約をおつ

くりになる御予定なのか、それではな
くて、まあ幾つでもいい、ある県に地
方銀行があれば相互銀行もあるし信用
金庫もあるという場合にはどれでもみ
んなやってもいい、こういうことでご
ざいませうか。この辺はどうなつて
おるのでしょうか。

○松岡(亮)政府委員 決して無制限に
という考えは持っておりませんで、農
家と相当密接には農家に貸し出して
いったりあるいは農家に貸し出して
いるようなもので知事が適当と認めるも
のを、少なくとも府県と協議しまして
各府県ごとにきめて参りたいと思ふの
でございます。

○湯山委員 お尋ねしているのは数で
す。一府県一機関か二機関か、今の
話では三つの機関までできるのか、銀
行がたたくさんある場合にはもっとた
さんになるのか、それはどうなん
でしようか。

○松岡(亮)政府委員 その数は、ちよつ
と具体的に考へておりませんが、そ
んな多数になると考へておりませ
ん。たとえば銀行の場合ですと、大体
その府県で農業に非常な縁の深い銀行
というものは地方銀行として一行くら
いでございいます。その数が多いいも
とは考へておりません。

○湯山委員 銀行の取引というのは、
いろいろ歴史的なこととか、それぞ
れの習慣等がありまして、農家であ
つても信用金庫だけしか利用しない人
もあるし、それから相互銀行だけしか利
用しない人もあるし、地方銀行だけし
か使わないという人もあると思ひま
す。そういうときに、たとえば数が多
いからといって地方銀行だけ指定する
ということになると、相互銀行や信用

金庫に預金している農家は、せつかく
預金しているのに全然使われないう
ことになるといふことです。それならば全
部指定したらいいいじゃないかという考
え方も出てくると思ひます。しかし、
それではまた行政指導やその他の面か
らお困りになると思ひます。そこで今
のことをお尋ねしておるわけですが、
私どもの気持からいへば、その府県内
の代表的な地方銀行、代表的な相互銀
行、代表的な信用金庫、そういうもの
は大体該当させるのだという方針でな
いと、非常にこれは不公平なことにな
るし、それから、今指定したために、
その銀行だけが、そういうことなら、
他の信用金庫へやつておるのをそちら
へ振りかえようとか、相互銀行からそ
ちらへ振りかえようとかいうことにな
つて、その銀行が非常に有利になつ
てくる。そういうことになれば、また
それに伴う運動や、あるいはいろいろ
な問題も起こってくるということであ
る。大体大多数のいう意味は、今のよう
に一つの銀行とかいうのじゃなくて、
関係しておるところのものは、なるべく
たくさんさんの農民、ほとんど全部の農
民がそれによつて恩恵が受けられるよ
うな、利用できるような、そういうや
り方をやるという原則でないと、今の
ように一つ二つということになれば、
かなり問題ができてくると思ひます。

そこで今のことをお尋ねしておるわけ
ですが、勧銀等はどうかでございませ
うか、それも含めて。

○松岡(亮)政府委員 具体的な銀行の
名前をあげて申し上げると差しさわ
りが出るかとも思ふのでありますが、勧
銀は、今のところ考へておりません。
むしろ地方銀行で、その府県では大体

一行か二行しかございませませんが、地方
銀行を一つか二つ、それから相互銀行
とか信用金庫等は、今、湯山先生のお
話になつた考え方で、大体原則とし
てはそういうことだと思ふのでありま
すけれども、ただ問題は、例として
よろしくないかもしれませんが、大阪
みたいに非常に信用金庫がたくさんあ
るが、その中の代表的なものは、農業
関係はさつぱり縁がない、こういうよ
うな場合もありますので、農家が便宜
だということ考へまして指定するよ
うにしたい、かように考へます。

○湯山委員 今の点でよくわかりまし
た。今のような弊害が起らないよう
に、県の預託金なんかも、いろいろ問
題になつておるときでございいますか
ら、このことによつてまた別な問題が
起らないように、御配慮願ひたいと思
ひます。

あと大臣に質問が残りましたけれど
も、きょうはこれで終わりたいと思ひ
ます。

○長谷川委員長 次会は明十三日午前
十時より開会することといたし、これ
にて散会いたします。

午後四時三分散会

昭和三十八年二月十六日印刷

昭和三十八年二月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局